

第 4 章 地域別構想

地域区分

地域別まちづくり方針

（北部地域、中部地域、南部地域）

4－1 地域区分

都市計画基礎調査区を基本単位として、小学校区のまとまりを考慮し、以下の3地域に区分します。

北部地域	おおむね五条川小学校区
中部地域	岩倉北小学校区及び岩倉東小学校区を中心として、中央町、大地新町、旭町、昭和町、下本町、大市場町を含む地域
南部地域	岩倉南小学校区及び曾野小学校区を中心として、上記以外のその他の地域

●地域区分図



4－2 地域別まちづくり方針

1 北部地域の方針

(1) 現況《北部地域》

●地域の概況

北部地域は、名鉄犬山線の東側に市街地が広がり、地域中心部には五条川が流れています。名神高速道路や国道155号などの幹線道路が東西に通る、地域東部の矢戸川沿いには大規模な商業施設が立地しています。

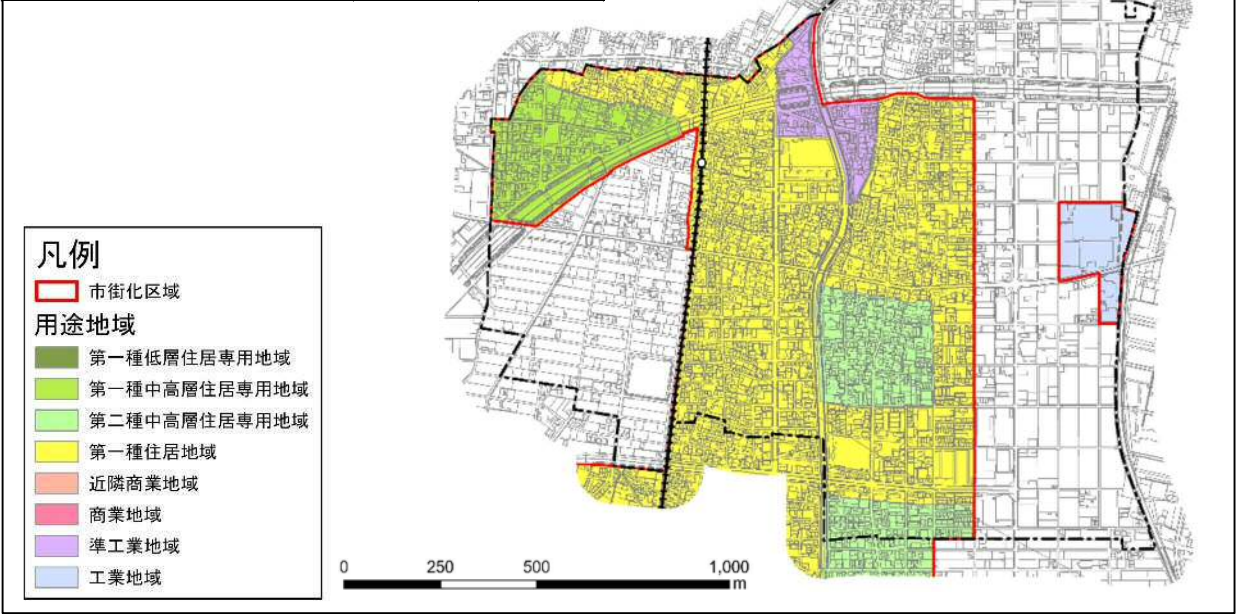
北部地域の面積は202.82haで、このうち100.73ha（地域全体の49.7％）が市街化区域となっています。

用途地域は、第一種住居地域が広範囲に指定され、地域東部の矢戸川沿いには工業地域が指定されています。そのほかには、第一種中高層住居専用地域や第二種中高層住居専用地域、準工業地域が指定されています。



■面積及び用途地域指定状況

	面積 (ha)	構成比
地域全体	202.82	－
市街化区域	100.73	49.7%
第一種低層住居専用地域	0.00	0.0%
第一種中高層住居専用地域	11.16	5.5%
第二種中高層住居専用地域	12.54	6.2%
第一種住居地域	67.30	33.2%
近隣商業地域	0.00	0.0%
商業地域	0.00	0.0%
準工業地域	5.20	2.6%
工業地域	4.53	2.2%
市街化調整区域	102.09	50.3%



資料：平成28年度令和3年度都市計画基礎調査

●人口・世帯

北部地域の人口は、~~2015年（平成27年）~~2020年（令和2年）時点で~~7,184人~~7,436人となっています。人口の推移としては、~~3地域のなかでは唯一~~地域全体、市街化区域ともに増加が続いており、2005年（平成17年）から~~2015年（平成27年）~~2020年（令和2年）にかけて、地域全体では~~4.7%~~8.4%、市街化区域では~~3.5%~~5.7%の増加となっています。

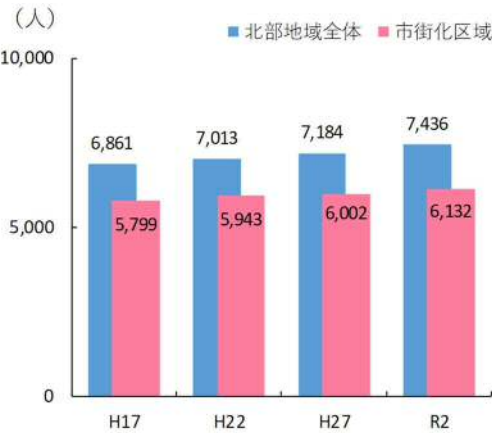
人口密度は、地域全体で~~35.4人/ha~~36.7人/ha、市街化区域で~~59.6人/ha~~60.9人/haとなっています。人口分布として、市街化区域は40人/ha以上の地区が多く、市街化調整区域は一部を除き30人/ha未満の地区が多くなっています。

年齢別人口割合は、0～14歳が~~14.0%~~14.6%、15～64歳が~~62.0%~~60.2%、65歳以上が~~24.0%~~25.2%となっています。

■人口、人口密度、世帯数の状況

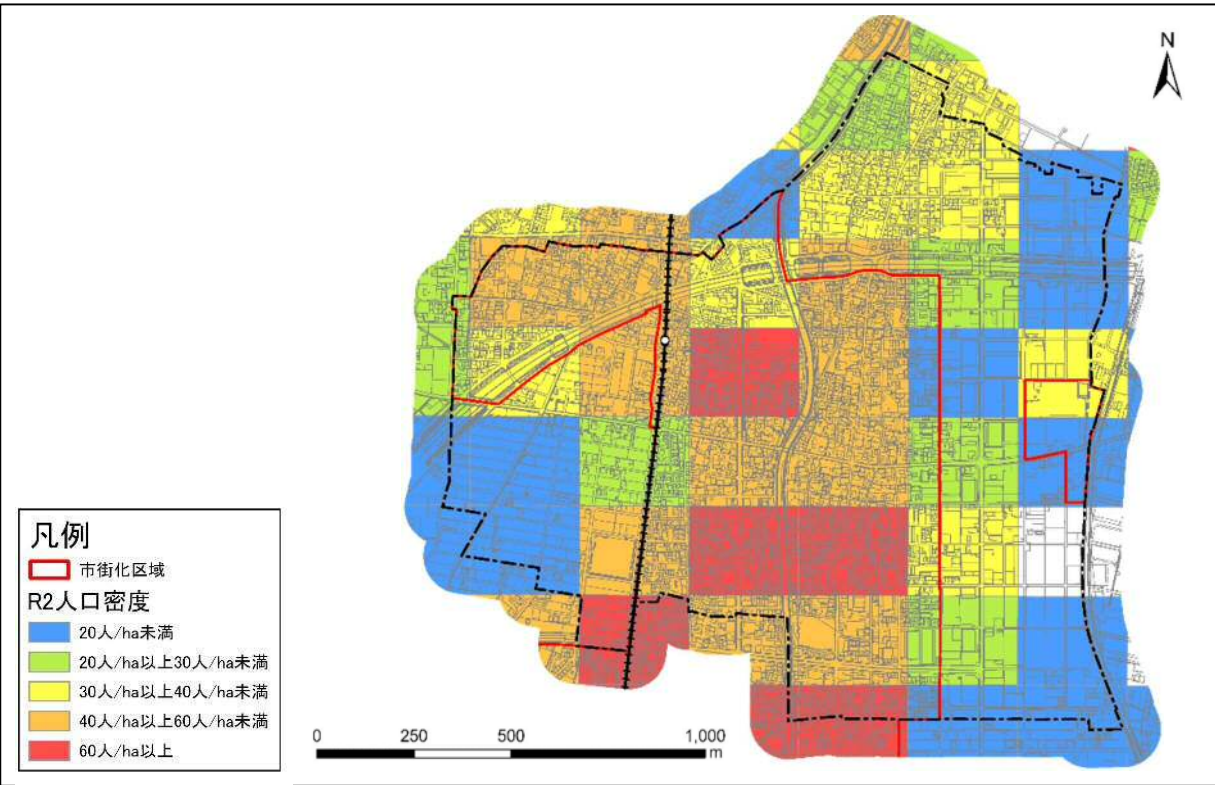
		市街化区域	地域全体
面積	(ha)	100.73	202.82
人口 (人)	H17	5,799	6,861
	H22	5,943	7,013
	H27	6,002	7,184
	R2	6,132	7,436
人口増減率(R2-H17)		5.7%	8.4%
R2人口密度(人/ha)		60.9	36.7
R2人口構造	0～14歳	-	14.6%
	15～64歳	-	60.2%
	65歳以上	-	25.2%
R2世帯数		2,555	3,157
R2世帯人員(人/世帯)		2.40	2.36

■人口の推移



資料：平成27年令和2年国勢調査、平成18年度・23年度・28年度・令和3年度都市計画基礎調査

■人口分布（250mメッシュ）



資料：平成27年令和2年国勢調査

●土地・建物利用

北部地域の市街化区域内の土地利用構成比は、住宅用地が~~47.0%~~48.7%を占めて最も多く、次いで道路用地~~(19.8%)~~(19.2%)、工業用地~~(6.2%)~~公的・公益用地(5.8%)の順となっています。

土地利用現況では、住宅用地が広範囲に分布しており、地域東部の市街化区域には、大規模な商業用地や工業用地がみられます。

2007年(平成19年)2014年(平成26年)から2013年(平成25年)2018年(平成30年)の開発許可面積は、~~0.81ha~~0.25haで、地域全体の~~0.4%~~0.3%となっています。

建物用途の構成比は、住宅系の建物が~~74.4%~~77.9%を占めて最も多く、商業系は~~10.1%~~7.7%、工業系は~~10.0%~~9.6%となっています。また、建物構造・建築年代をみると、木造が~~78.4%~~77.6%、旧耐震基準が~~46.8%~~39.8%となっています。

■土地利用構成比（市街化区域）

		面積(ha)	構成比
自然的 土地利用	農地(田・畑)	4.35	4.3%
	山林	0.02	0.0%
	水面・その他	4.91	4.9%
	小 計	9.28	9.2%
都市的 土地利用	住宅用地	49.09	48.7%
	商業用地	4.98	4.9%
	工業用地	5.77	5.7%
	公的・公益用地	5.81	5.8%
	道路用地	19.32	19.2%
	交通施設用地	0.81	0.8%
	公共空地	1.87	1.9%
	その他の空地	0.13	0.1%
	低未利用地	3.67	3.6%
	小 計	91.45	90.8%
合 計		100.73	100.0%
開発許可(H26-H30)※		0.25	0.3%

※開発許可の構成比は地域全体の面積に対する構成比

資料：平成26年度→30年度令和元年度・5年度都市計画基礎調査

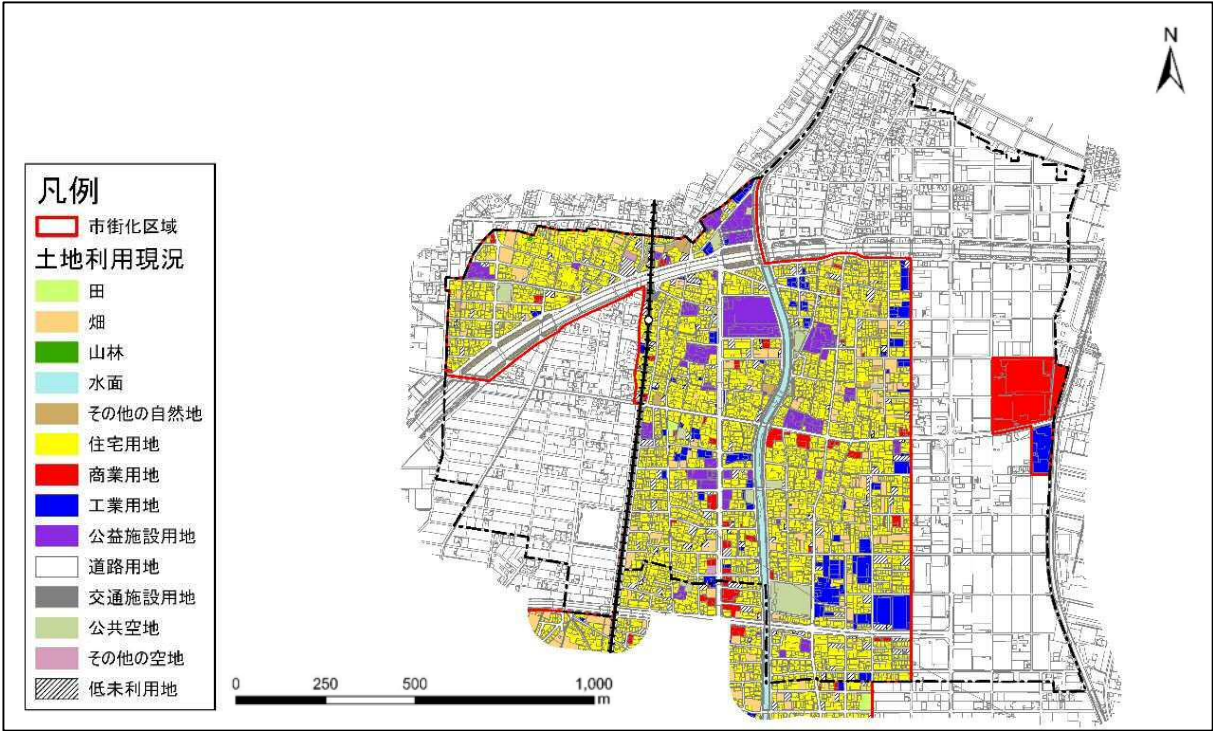
■建物利用状況（市街化区域）

		面積(m ²)	構成比
用途別 床面積	住宅系	272,298	77.9%
	商業系	26,927	7.7%
	工業系	33,562	9.6%
	その他	16,921	4.8%
	合 計	349,709	100.0%
		棟数※	構成比
建物構造	木造	1,979	77.6%
	非木造	570	22.4%
建築年代	旧耐震基準	944	39.8%
	新耐震基準	1,429	60.2%

※建物構造・建築年代不明の建物を除く

資料：平成29年度令和4年度都市計画基礎調査

■土地利用現況（市街化区域）



資料：平成30年度令和5年度都市計画基礎調査

●都市基盤

北部地域の都市計画道路は、4路線、5,130mが都市計画決定されています。このうち3,100mが整備済で、整備率は60.4%となっています。

都市公園は、4箇所すべて街区公園です。供用面積は0.72ha0.73haで、人口1人当たりの都市公園面積は1.00㎡/人0.98㎡/人となっています。なお、現在は近隣公園である石仏公園の整備を進めています。

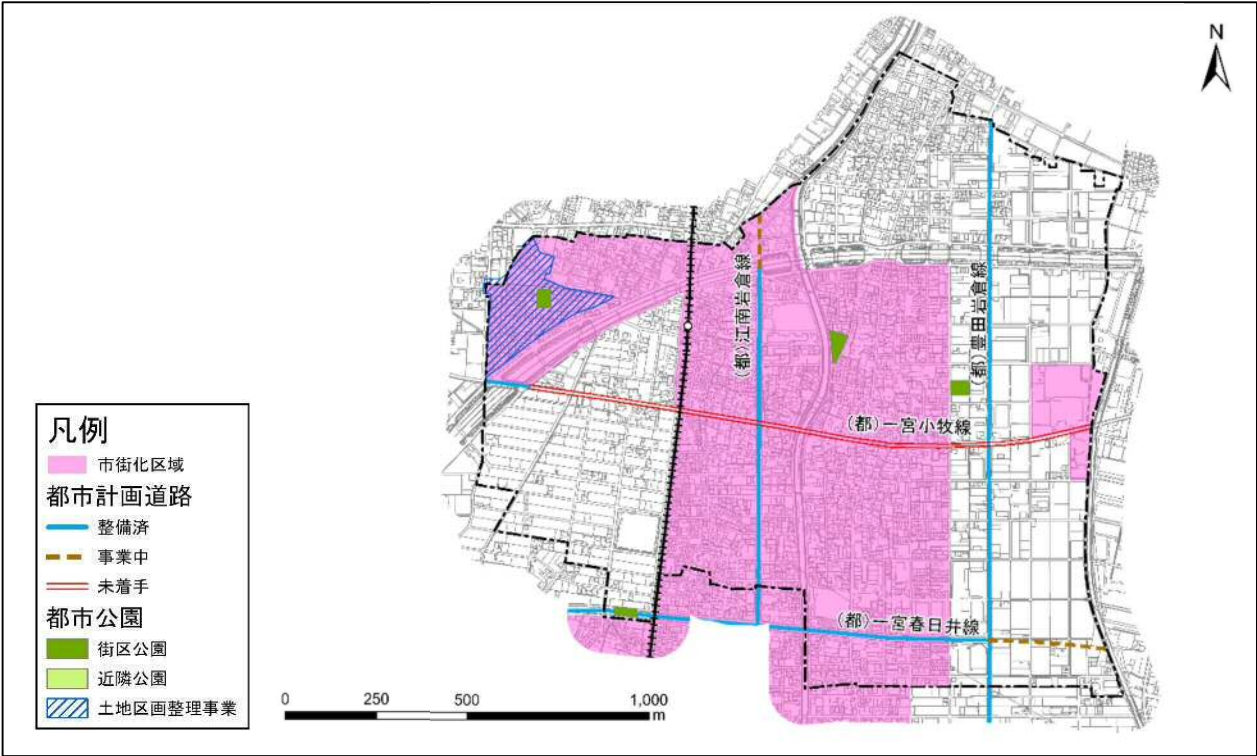
市街地整備事業は、長安土地区画整理事業が施行されており、事業が完了しています。

■都市基盤整備状況

都市計画道路	区分	延長(m)	整備率	市街地整備事業	地区名※2	面積(ha)	施工年
	計 画	5,130	60.4%		長安[土]	5.9	S42～S47
都市公園※1	整備済	3,100					
	種 別	箇所数	面積(ha)				
	街区公園	4	0.73				
	近隣公園	0	0				
	合 計	4	0.73				
	1人当たり	0.98	㎡/人		合 計	5.9	-

※1 都市公園の面積は供用面積

※2 [土]:土地区画整理事業



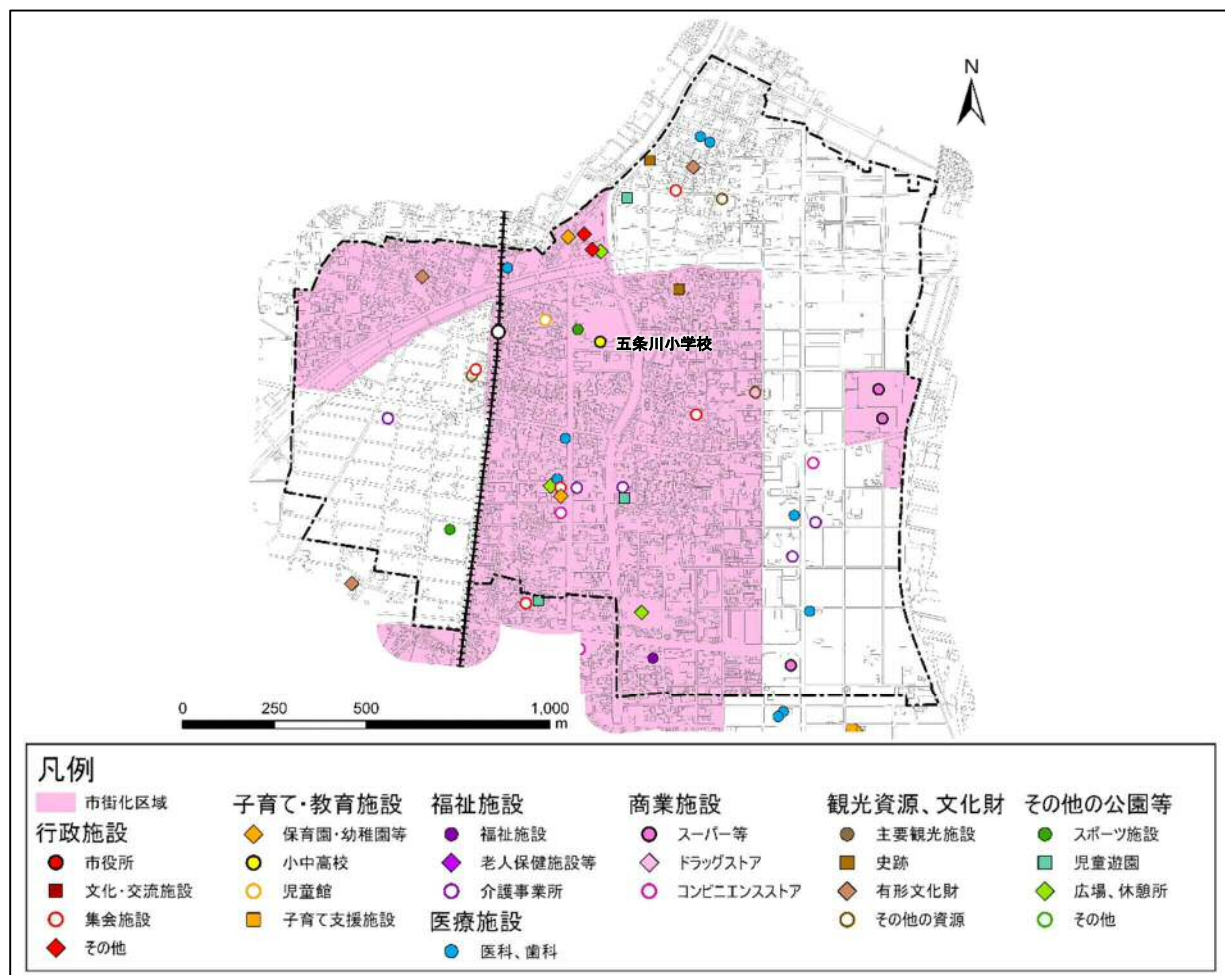
資料：平成26年度令和元年度都市計画基礎調査、都市計画道路整備状況図、都市計画図、
いわくらの統計 平成30年令和6年版等

●公共公益施設

北部地域の公共公益施設の分布は、市街化区域を中心に多くの施設が立地しています。主な施設としては、五条川小学校が地域のほぼ中心に立地しています。

■公共公益施設状況

行政施設	井上会館、石仏会館、八剣会館、神野会館 e-ライフプラザ（資源回収ステーション）、岩倉市配水場、
子育て・教育施設	五条川小学校 保育園・幼稚園・認定こども園（2箇所）、児童館（1箇所）
福祉・医療施設	多世代交流センターさくらの家 介護事業所（5箇所）、医療施設＜医科＞（4箇所）、医療施設＜歯科＞（23箇所）
商業施設	スーパー等（23箇所）、コンビニエンスストア（2箇所）
観光資源・文化財	井上城跡 文化財（32箇所）、その他観光資源（24箇所）
スポーツ施設等	石仏スポーツ広場石仏公園（整備中）、五条川小学校体育館屋内運動場 児童遊園（32箇所）、広場・休憩所（3箇所）



資料：岩倉市 WEB サイト、介護サービス情報公表システム、全国大型小売店総覧、i タウンページ、い〜わ岩倉めぐりまち歩きマップ

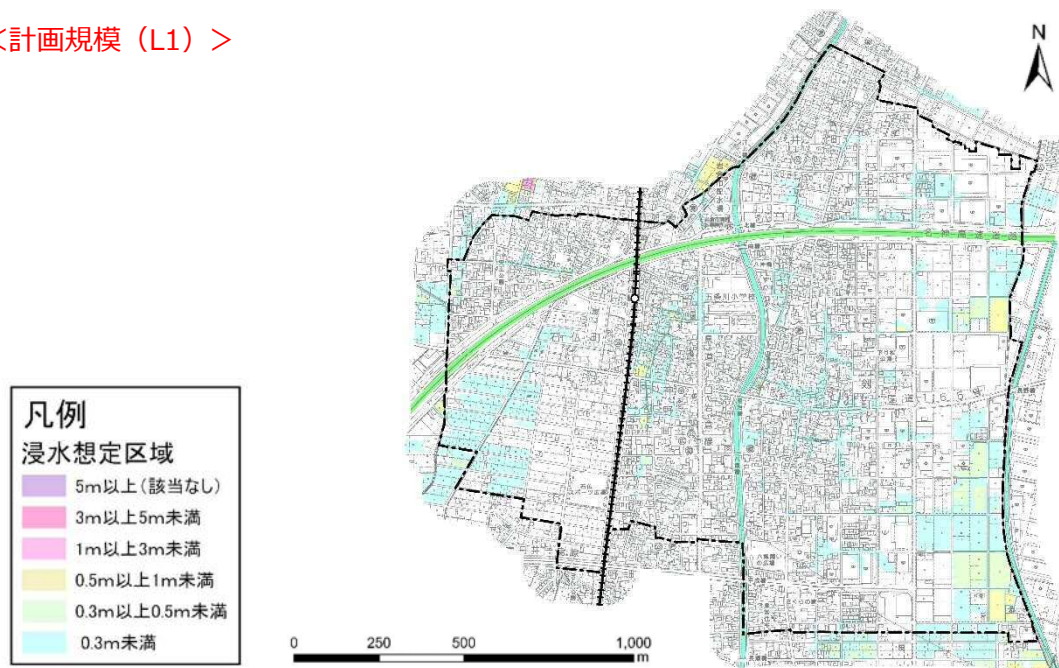
●災害（水害）（内水氾濫）

内水氾濫想定区域図では、~~地域東部の矢戸川沿いや地域中心部の五条川沿い、名鉄犬山線沿線が、浸水想定区域となっています。~~

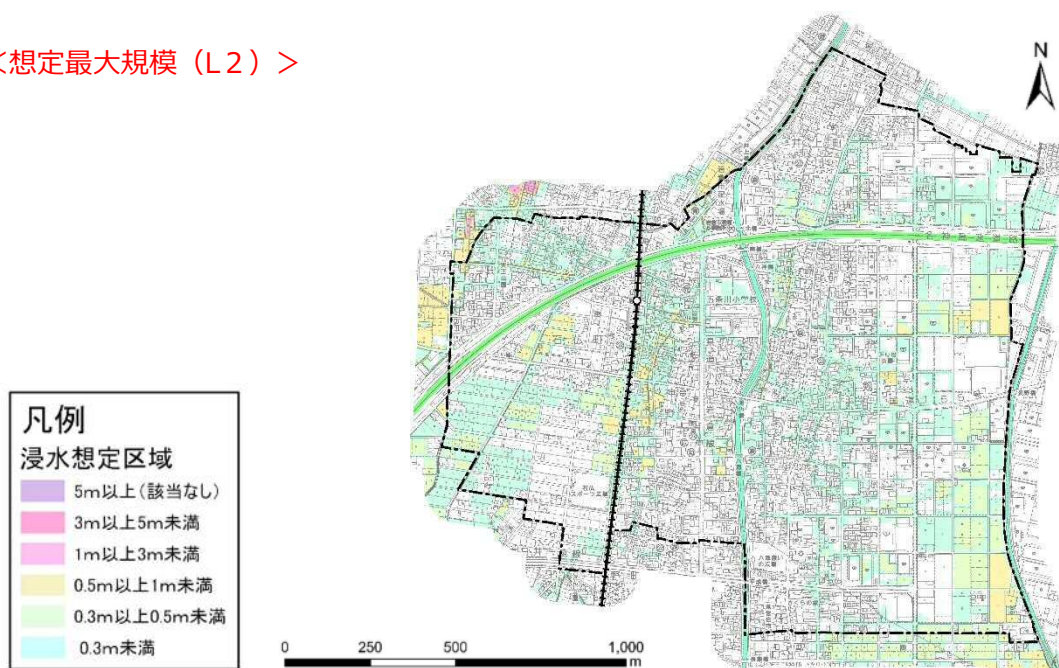
内水氾濫想定区域図によると、計画規模（L1）では、地域東部の矢戸川沿いや名鉄犬山線沿線を中心に、0.5m以上1m未満の浸水が想定されています。一方、想定最大規模（L2）では、地域全体で浸水が想定されているほか、地域西部の名神高速道路南側では、L1では見られなかった0.5m以上1m未満の浸水が生じる可能性があります。

■内水氾濫想定区域図

<計画規模（L1）>



<想定最大規模（L2）>



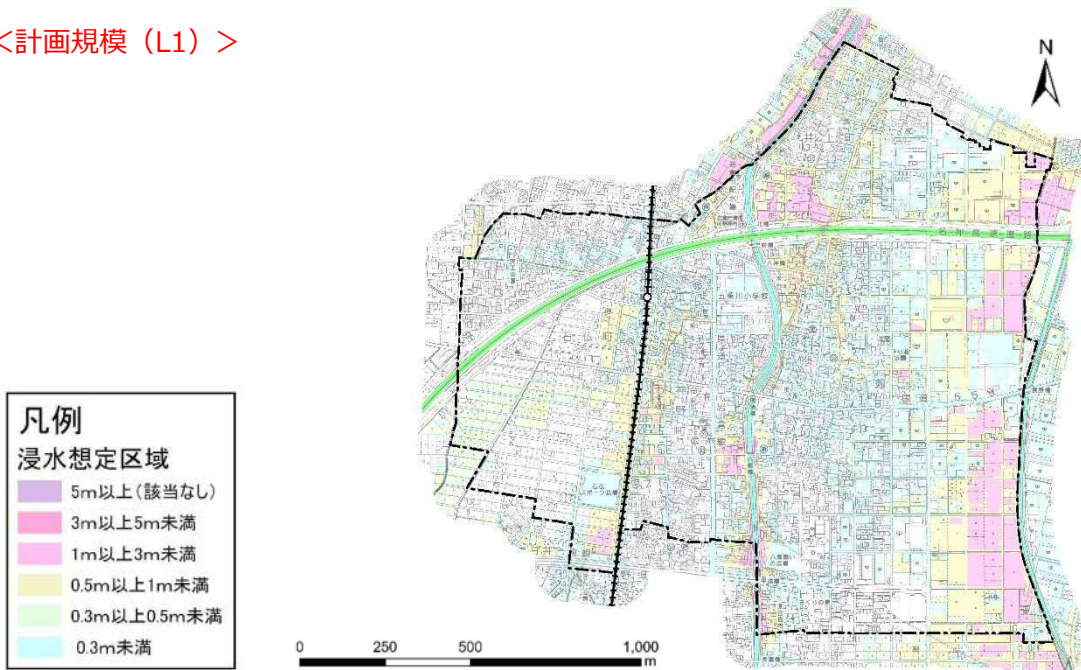
資料：岩倉市浸水内水ハザードマップ

●災害（洪水）

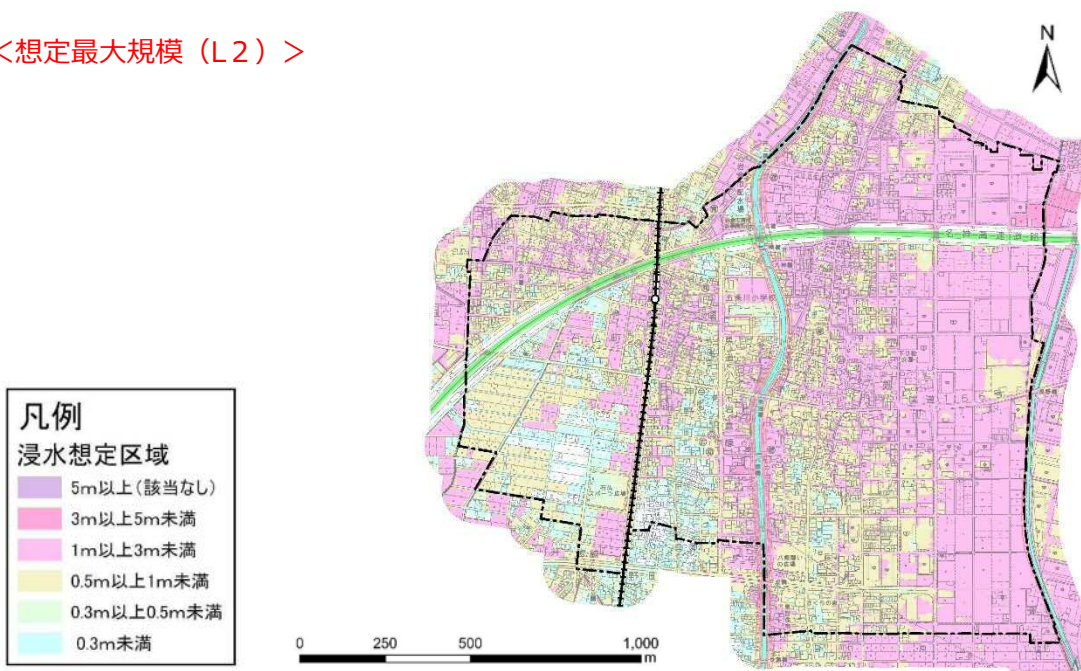
洪水浸水想定区域図によると、計画規模（L1）では、主に地域東部の矢戸川沿いを中心に1m以上3m未満の浸水が想定されています。一方、想定最大規模（L2）では、多くの地域で0.5m以上の浸水が想定され、特に北東部では3m以上5m未満の浸水が想定されるエリアもみられます。

■洪水浸水想定区域図

<計画規模（L1）>



<想定最大規模（L2）>

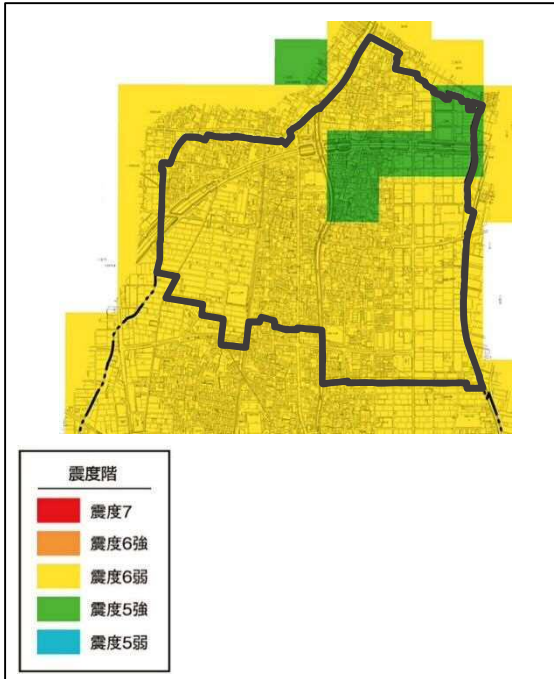


資料：岩倉市洪水ハザードマップ

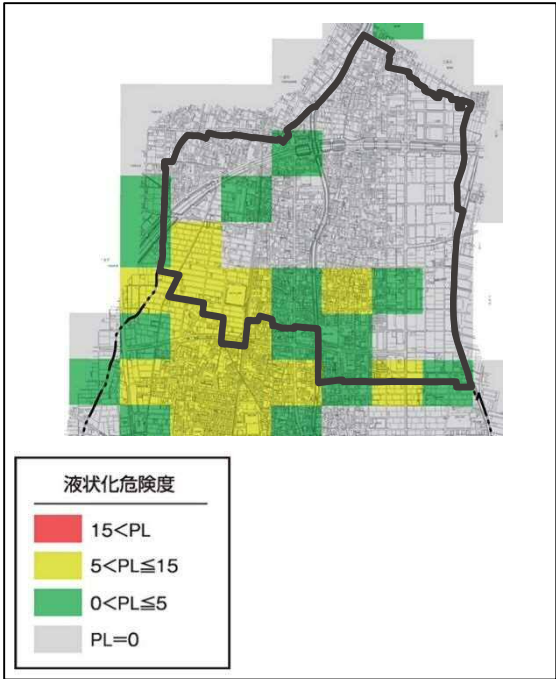
●災害（地震）

地震の被害想定では、南海トラフ地震が発生した場合、震度5強～6弱の揺れを観測し、地域南西部を中心に液状化が発生する危険性が高いと想定されています。また、濃尾地震が発生した場合、震度6強～7の揺れを観測し、地域西部及び地域南部で液状化が発生する危険性が高いと想定されています。

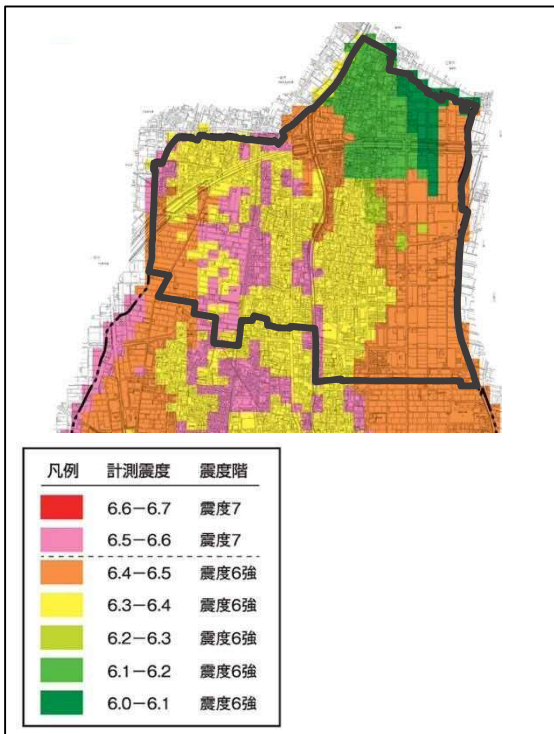
■南海トラフ地震の震度分布図



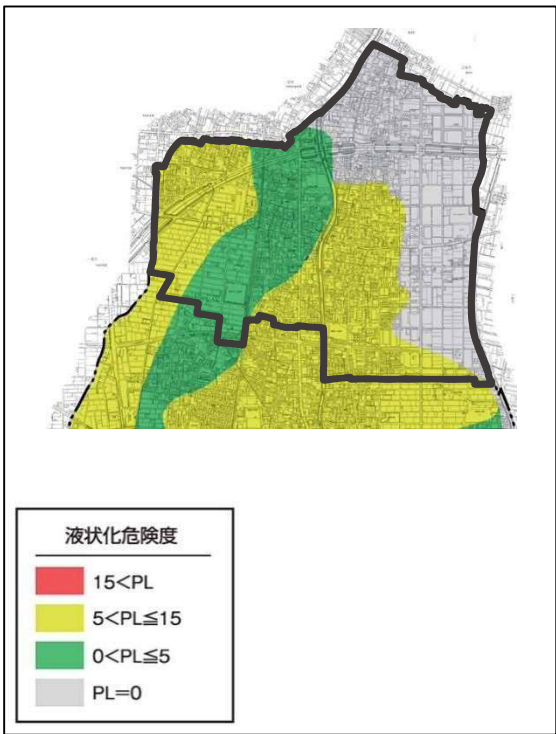
■南海トラフ地震の液状化危険度マップ



■濃尾地震の震度分布図



■濃尾地震の液状化危険度マップ



資料：岩倉市地震防災ガイドマップ

(2) まちづくりの課題《北部地域》

●人口

- 2005年（平成17年）から~~2015年（平成27年）~~2020年（令和2年）にかけて人口は増加しており、15歳未満人口も~~14.0%~~14.6%と他地域に比べ高くなっているため、子育て世代が安全・安心に暮らせるまちづくりを行う必要があります。

●土地利用

- (都)一宮小牧線沿道に立地する大規模集客施設は、北部地域の近隣商業施設としての役割を担っています。今後とも、現状の都市機能を維持させる必要があります。
- 石仏駅西部の市街化調整区域では、農地内に倉庫や資材置き場などがみられるため、耕作放棄地対策と農地の活用方法を検討し、保全を図る必要があります。
- (都)豊田岩倉線や(都)一宮春日井線の沿道では、新たな土地利用が進む可能性があります。
- 北部地域では、人口増加への対応として、空き家や未利用地の活用を検討する必要があります。

●市街地整備

- ~~□北部地域では、人口増加にあわせ、新たな人口の受け皿を検討する必要があります。~~
- 歩行者の安全性を確保し、身近な生活道路を整備することで、安心して利用できる都市環境を整えることが必要です。

●交通施設等整備

- 高齢社会に加えて、北部地域では他地域に比べ子どもの比率が高いことから、歩きやすいまちづくりを推進する必要があります。
- 名神高速道路北側の(都)江南岩倉線が事業中であり、生活道路への通過交通の進入がみられるため、生活道路における安全・安心対策を検討するとともに、(都)江南岩倉線の早期整備が必要です。
- 八劔地区など石仏駅の1km圏より離れた地区などでは、公共交通に代わる交通手段の普及を図る必要があります。
- (都)一宮春日井線は、延伸計画区間に事業所が立地し移転が困難なことや、市単独での対応が難しいといった課題があるため、関係機関と連携して事業を進める必要があります。

●公園緑地整備

- 1人当たりの都市公園面積は~~1.00m²/人~~0.98m²/人と他地域と比較して少なく、既存公園における誘致圏域外の地域もあることから、公園の誘致距離を勘案した新たな公園の整備を検討する必要があります。

●自然環境の保全及び都市環境形成

- 地域西部及び地域東部には一団の優良農地が広がっているが、スプロール化の進展により農地の持つ多面的機能の喪失が危惧されることから、農地の保全を図る必要があります。
- 五条川沿川では、桜の老朽化や外来種（植物等）の生息がみられるため、五条川固有の生態系の保全が必要です。

●河川、下水道の整備

- 五条川右岸処理区における下水道は未整備であり、段階的な整備を推進する必要があります。では、下水道整備が段階的に進められており、今後も計画的かつ着実に整備を推進する必要があります。
- 五条川周辺の市街地では、大雨時における内水氾濫や五条川の溢水が危惧されるため、浸水対策を行う必要があります。

●都市景観形成

- 五条川沿いの桜並木は、本市を代表する地域資源であり、市民にとって誇れる自然環境であることから、水と緑の調和した景観の形成が必要です。

●都市防災対策

- 1981年（昭和56年）5月以前に建てられた旧耐震基準の建築物の割合が~~46.8%~~39.8%と高く、八劔町などの集落地内では狭あい道路が多くみられるため、地震などの災害時の対策を行う必要があります。

●アンケート結果

- 石仏駅周辺における生活拠点の整備（土地利用）[北部地域：29.4%、市平均：12.5%]
- 住宅地などの身近な生活道路の整備充実（交通施設等整備）[北部地域：18.9%、市平均：17.7%]
- 利用者の利便性を考えたバス路線（経路）、及び運行本数の充実（交通施設等整備）[北部地域：10.5%、市平均：9.2%]
- 災害時における避難路、緊急物資の輸送経路の確保（都市防災対策）[北部地域：11.0%、市平均：9.6%]

（３）まちづくりの方針《北部地域》

【まちづくりの目標と基本方針】

豊かな緑、良好な新市街地と新しい産業拠点が共存する安全・安心なまちづくり

石仏駅周辺での安全・安心に歩いて暮らせる市街地の形成

五条川や優良農地を活用した都市環境の向上

新たな産業展開の受け皿としての新市街地の検討

人口フレームを踏まえた住居系新市街地の検討
市民交流の場の充実と優れた自然環境の形成

【分野別の都市づくりの方針】

◇土地利用の方針

住宅地	□地域中心部の住宅地については、戸建住宅のほか多様な住居形態を許容し、良好な住環境の維持・形成に努めます。 □名神高速道路北側の集落地については、人口密度、市街化の状況などを勘案して、住居系市街地として計画的な整備について検討を行います。 □空き家や未利用地の活用を進めることで、人口増加への対応を図るとともに、地域の魅力を高め、住民の利便性向上や地域活性化を促進し、持続可能な市街地環境の形成を目指します。 □石仏駅周辺において、将来的な発展を視野に入れた住宅地としての土地利用の検討を進めます。
商業地	□(都)一宮小牧線沿道の大規模集客施設については、現状で地域の近隣商業施設として機能していることから、商業サービス機能の維持に努めます。 □石仏駅周辺は歩行者を中心にアクセス性を向上し、通勤通学者への利便性を向上するように努めます。また、鉄道利用者及び徒歩圏での都市的利便性（駐輪、停車機能、商業機能）の向上を図ります。
工業地	□(都)豊田岩倉線沿道では倉庫を主体とする工業系施設が立地しており、隣接する住宅地の居住環境及び農業環境に配慮した交通環境（道路）の検討を行います。 □(都)一宮春日井線の広域アクセス性をいかした、新たな産業系の市街地の拡大を検討します。
農地	□本地域の優良農地については、農業基盤の役割とともに、緑化機能や防災機能といった観点からも適切な保全に努めます。 □農地における計画的な土地利用調整を図り、無秩序な開発抑制に努めます。

◇市街地整備の方針

- 既存市街地及び既存集落地の狭あい道路は、建物等の建替え時期におけるセットバックによる拡幅等により整備、改善を図ります。
- 学校、幼稚園、保育園周辺を中心として、歩車分離や防護柵などの整備を進め、歩行者や自転車利用者の安全を強化します。
- すべての人にやさしく、暮らしやすい生活空間を形成するため、主要な道路や公共施設などの多くの人が利用する施設において、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

◇交通施設等整備の方針

- 幹線道路である(都)一宮春日井線及び(都)江南岩倉線については、隣接市と連携を図りながら整備の推進に努めます。
- 歩行者の安全性を高めるため、生活道路や通学路などにおける狭あい道路の拡幅やハンプ等の設置に努めるとともに、交通規制の導入を検討します。
- ~~□石仏駅東口改札周辺の交通安全施設整備を図るとともに、公共交通サービスによる高齢者や障がい者、子育て世代の交通利便性向上に努めます。~~
- ~~□高速道路へのアクセス性向上や産業振興を図るため、名神高速道路一宮インターチェンジ～小牧インターチェンジ間に、スマートインターチェンジの設置を検討します。~~
- 岩倉市自転車活用推進計画に基づき、幹線道路を中心に、自転車ネットワーク路線の整備を推進します。

◇公園緑地の整備の方針

- 石仏スポーツ広場を都市公園の石仏公園として整備し、機能の充実を図ります。
- 公園誘致圏に配慮し、適切な位置における新規の公園配置を検討します。
- 公園等の魅力向上のため、公民連携による公園等の管理運営制度の導入を検討するとともに、機能の維持・強化を図ります。

◇自然環境の保全及び都市環境形成の方針

- 五条川では、沿川の桜並木の適切な管理を図るとともに、生態系に配慮した環境整備を推進し、自然環境を保全します。
- 五条川や八剱憩いの広場などの公園をつなぐ道路や民有地などの緑化に努め、社寺の樹木や農地等を保護・保全し、生態系ネットワークの形成に努めます。
- 地域住民や事業所等に「アダプトプログラム」や「クリーンチェックいわくら」などへの参加を促し、多くの市民がまちづくりの担い手となれるよう努めます。

◇河川、下水道の整備の方針

- 五条川、矢戸川については、新川流域水害対策計画に基づき、愛知県等の関係機関と連携して治水機能の強化に努めます。
- 五条川右岸地域の下水道未整備地区については、生活道路の整備とあわせた公共下水道整備を推進します。
- 五条川及び五条川沿いの桜並木は、優れた自然環境を有するとともに、多様な生物の生息地として機能していることから、生態系に配慮した水辺環境の保全や整備を推進します。

◇都市景観形成の方針

- 五条川沿川は、市民の交流と健康増進につながるよう、桜並木とともにうるおいをもたらす河川環境と調和した市街地景観の形成に努めます。
- 津島社や八剣神社などの社寺の緑を保全し、市街地に歴史とうるおいのある環境・景観の維持・形成を図ります。

◇都市防災対策の方針

- 旧来からの集落及びその周辺に住宅が集積しており、老朽化した木造建築物が多いことから、耐震補強や空き家対策を促進するとともに、建物更新時にあわせて区画道路の拡幅によって、防災機能の強化に努めます。
- 災害時における避難場所、防災機能拠点として利用可能な公共施設（公共空間）の整備を推進します。
- 災害時における避難路等の確保のため、(都)一宮小牧線などの緊急輸送道路に指定されている道路沿道の建築物については、耐震化を促進します。また、都市農地については、一時避難用地や復旧用資材置場に活用できるよう、あらかじめ農地所有者等の協力が得られる仕組みを検討します。
- 市街地の浸水被害の抑制に向け、雨水貯留浸透施設の整備を促進するとともに、保水機能を有する農地の保全に努めます。



石仏公園の将来イメージ

2 中部地域の方針

(1) 現況《中部地域》

●地域の概況

中部地域は、名鉄犬山線の岩倉駅を中心に市街地が広がり、地域東部には五条川が流れています。岩倉駅周辺には多くの商業施設が立地しているほか、市役所をはじめとする主要な公共公益施設が立地するなど、本市における主要な都市活動が営まれている地域です。

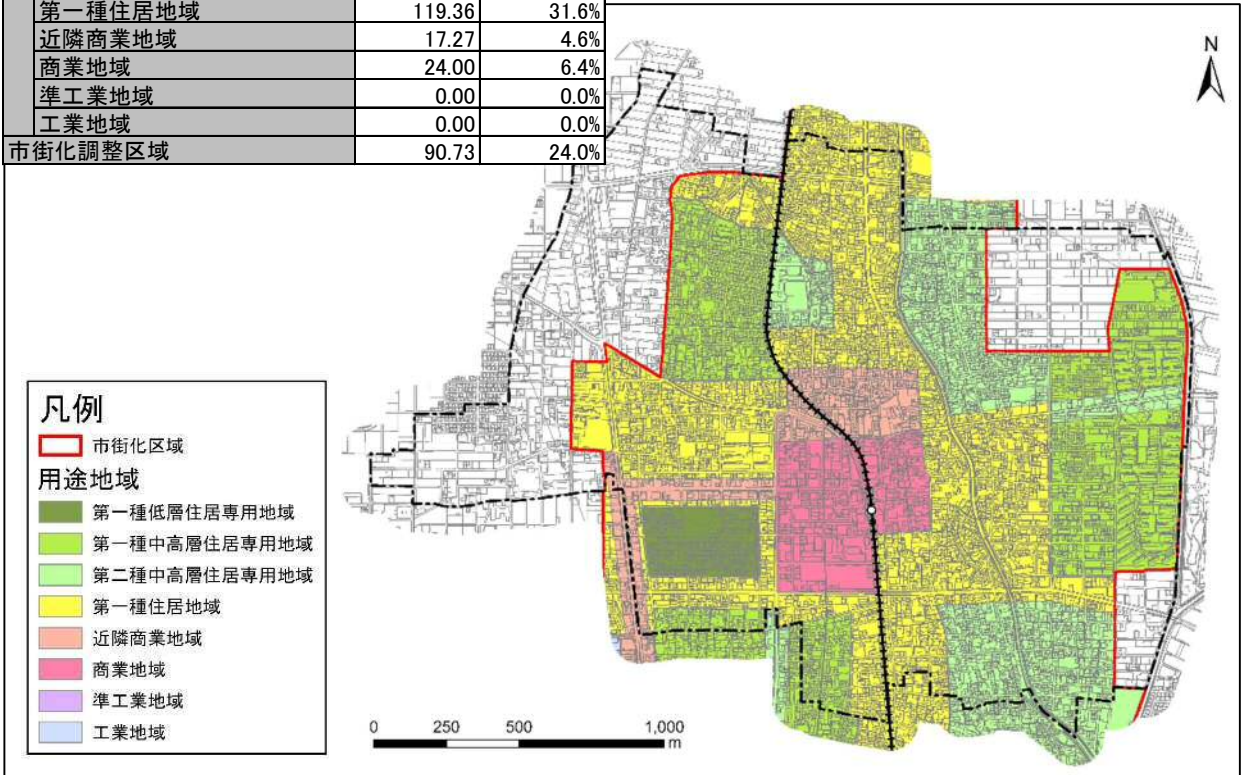
中部地域の面積は377.39haで、このうち286.66ha（地域全体の76.0％）が市街化区域となっています。

用途地域は、岩倉駅の周辺に商業地域が指定され、その周囲に住居系の用途地域が広く指定されています。また、商業地域の北側や地域西部の幹線道路沿道には近隣商業地域が指定されています。



■面積及び用途地域指定状況

	面積 (ha)	構成比
地域全体	377.39	—
市街化区域	286.66	76.0%
第一種低層住居専用地域	10.00	2.6%
第一種中高層住居専用地域	66.57	17.6%
第二種中高層住居専用地域	49.46	13.1%
第一種住居地域	119.36	31.6%
近隣商業地域	17.27	4.6%
商業地域	24.00	6.4%
準工業地域	0.00	0.0%
工業地域	0.00	0.0%
市街化調整区域	90.73	24.0%



資料：平成28年度令和3年度都市計画基礎調査

●人口・世帯

中部地域の人口は、~~2015年（平成27年）~~2020年（令和2年）時点で~~28,210人~~27,918人となっています。人口の推移としては、地域全体、市街化区域ともに減少が続いており、2005年（平成17年）から~~2015年（平成27年）~~2020年（令和2年）にかけて、地域全体では~~2.3%~~3.3%、市街化区域では~~1.5%~~2.5%の減少となっています。

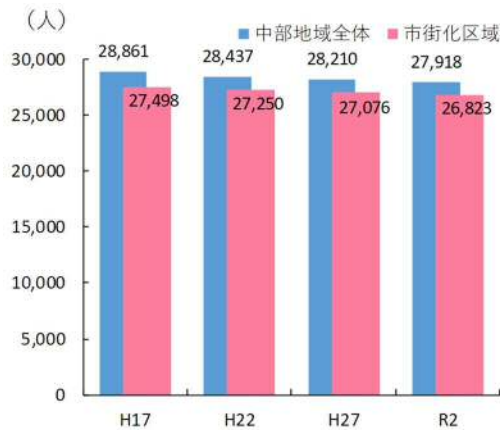
人口密度は、地域全体で~~74.8人/ha~~74.0人/ha、市街化区域で~~94.5人/ha~~93.6人/haとなっています。人口分布としては、市街化区域の大部分が60人/ha以上となっており、高密度な市街地が形成されています。

年齢別人口割合は、0～14歳が~~12.5%~~12.0%、15～64歳が~~64.1%~~62.9%、65歳以上が~~23.4%~~25.1%となっています。

■人口、人口密度、世帯数の状況

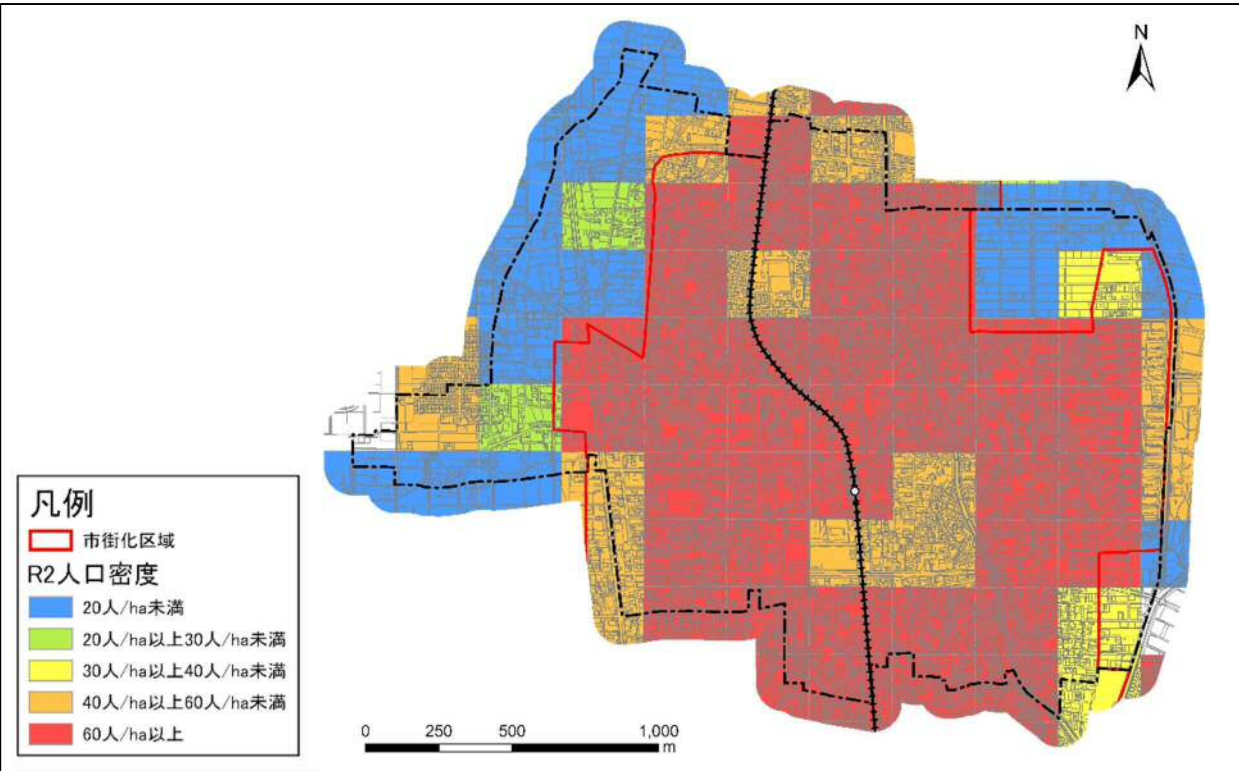
		市街化区域	地域全体
面積	(ha)	286.66	377.39
人口 (人)	H17	27,498	28,861
	H22	27,250	28,437
	H27	27,076	28,210
	R2	26,823	27,918
人口増減率(R2-H17)		-2.5%	-3.3%
R2人口密度(人/ha)		93.6	74.0
R2人口構造	0～14歳	-	12.0%
	15～64歳	-	62.9%
	65歳以上	-	25.1%
R2世帯数		12,657	13,063
R2世帯人員(人/世帯)		2.12	2.14

■人口の推移



資料：平成27年国勢調査令和2年国勢調査、平成18年度・23年度・28年度・令和3年度都市計画基礎調査

■人口分布（250mメッシュ）



資料：平成27年令和2年国勢調査

●土地・建物利用

中部地域の市街化区域内の土地利用構成比は、住宅用地が~~51.4%~~**52.1%**を占めて最も多く、次いで道路用地~~(18.6%)~~**(18.7%)**、低未利用地~~(6.7%)~~**(7.1%)**の順となっています。

土地利用現況では、公益施設用地が点在しており、岩倉駅の西側の沿道に商業用地が多くみられます。

~~2007年(平成19年)~~**2014年(平成26年)**から~~2013年(平成25年)~~**2018年(平成30年)**の開発許可面積は~~1.15ha~~**0.44ha**で、地域全体の~~0.3%~~**0.2%**となっています。

建物用途の構成比は、住宅系の建物が~~80.0%~~**81.3%**を占めて最も多く、商業系は~~9.3%~~**9.2%**、工業系は~~3.5%~~**2.5%**となっています。また、建物構造・建築年代は、木造が~~71.4%~~**69.9%**、旧耐震基準が~~48.4%~~**41.1%**となっています。

■土地利用構成比（市街化区域）

		面積(ha)	構成比
自然的 土地利用	農地(田・畑)	9.31	3.2%
	山林	0.09	0.0%
	水面・その他	6.37	2.2%
	小 計	15.77	5.5%
都市的 土地利用	住宅用地	149.47	52.1%
	商業用地	16.22	5.7%
	工業用地	4.62	1.6%
	公的・公益用地	19.28	6.7%
	道路用地	53.67	18.7%
	交通施設用地	3.34	1.2%
	公共空地	3.71	1.3%
	その他の空地	0.23	0.1%
	低未利用地	20.35	7.1%
	小 計	270.89	94.5%
合 計		286.66	100.0%
開発許可(H26-H30)※		0.44	0.2%

※開発許可の構成比は地域全体の面積に対する構成比

資料：平成26年度～30年度令和元年度・5年度都市計画基礎調査

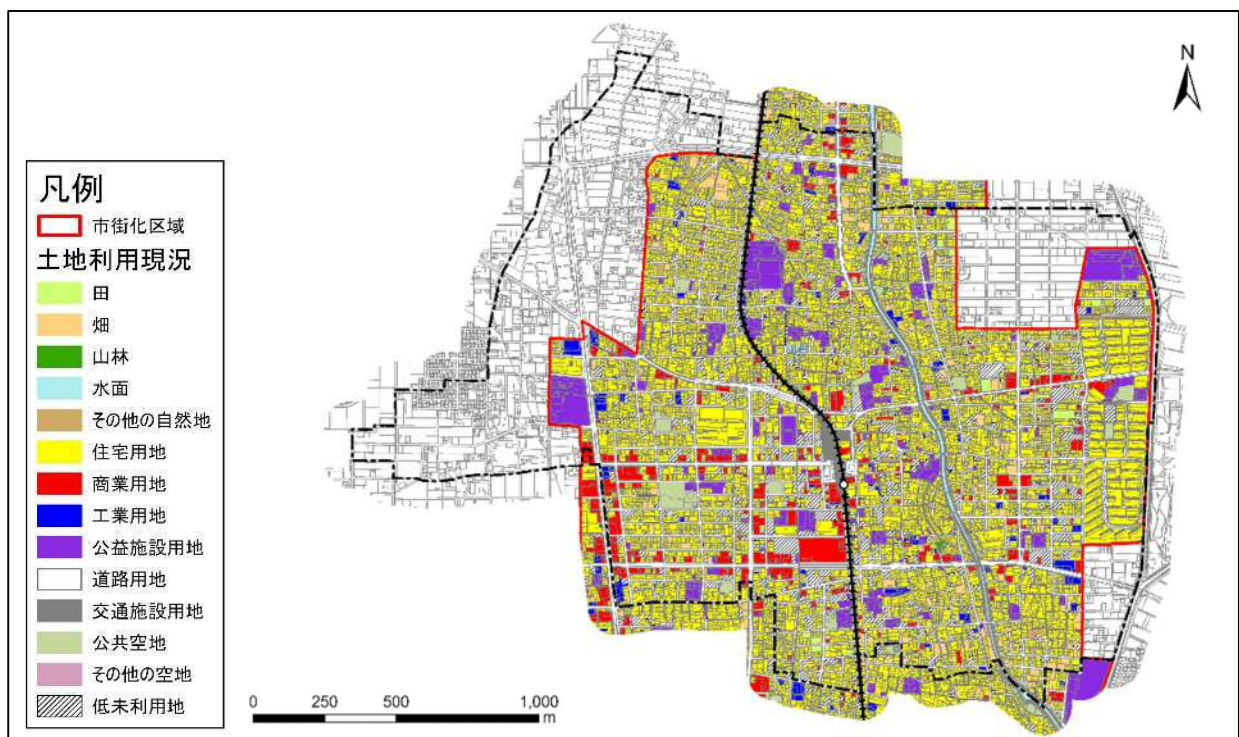
■建物利用状況（市街化区域）

		面積(m ²)	構成比
用途別 床面積	住宅系	1,115,788	81.3%
	商業系	125,844	9.2%
	工業系	34,277	2.5%
	その他	96,431	7.0%
	合 計	1,372,339	100.0%
		棟数※	構成比
建物構造	木造	4,895	69.9%
	非木造	2,110	30.1%
建築年代	旧耐震基準	2,673	41.1%
	新耐震基準	3,829	58.9%

※建物構造・建築年代不明の建物を除く

資料：平成29年度令和4年度都市計画基礎調査

■土地利用現況（市街化区域）



●都市基盤

中部地域の都市計画道路は、10路線、10,780mが都市計画決定されています。このうち7,080m7,722mが整備済で、整備率は65.7%71.6%となっています。

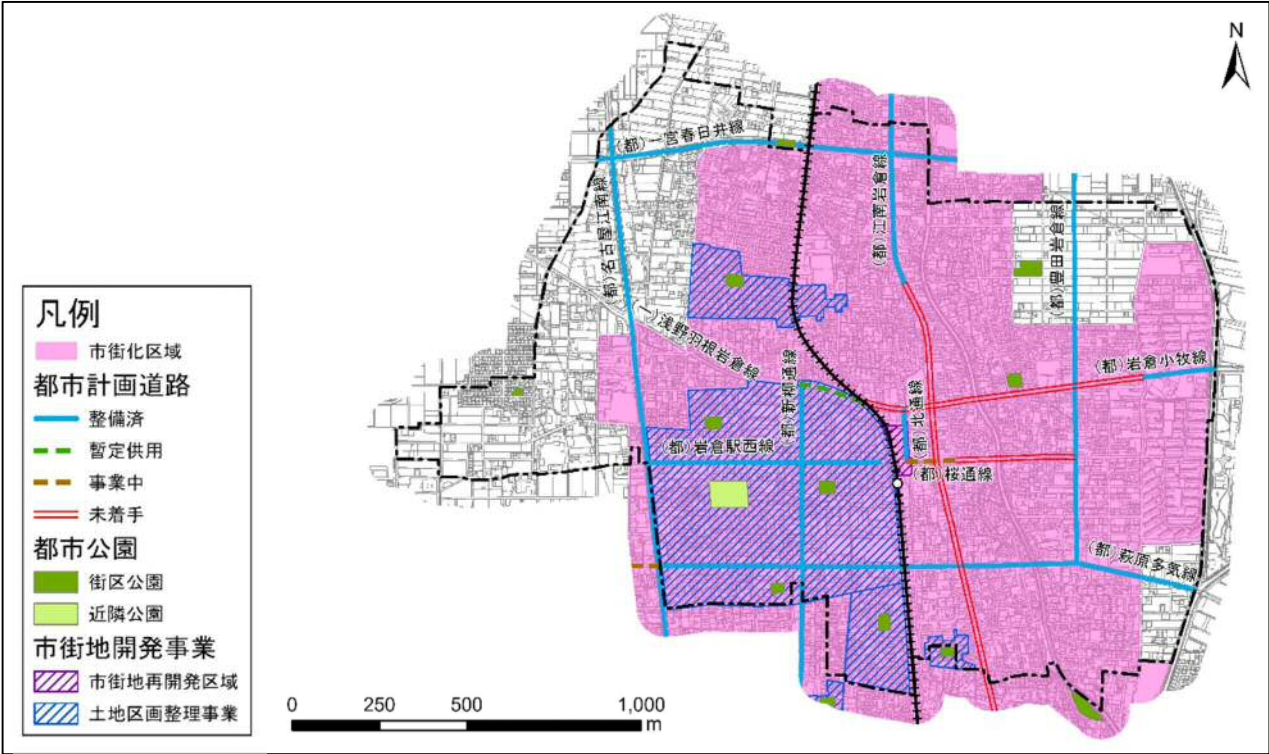
都市公園は、9箇所あり、街区公園が8箇所、近隣公園が1箇所となっています。供用面積は3.13haで、人口1人当たりの都市公園面積は1.11㎡/人1.12㎡/人となっています。

市街地整備事業は、岩倉駅東地区北街区市街地再開発事業、岩倉駅南土地区画整理事業、岩倉下稲土地区画整理事業、駅西土地区画整理事業、第一土地区画整理事業が施行されており、事業が完了しています。

■都市基盤整備状況

都市計画道路	区分	延長(m)	整備率	市街地整備事業	地区名※2	面積(ha)	施工年
	計 画	10,780	71.6%		岩倉駅東地区北街区[市]	1.1	H15～H21
都市公園※1	整備済	7,722			岩倉駅南[土]	7.4	S47～S51
	種 別	箇所数	面積(ha)		岩倉下稲[土]	0.7	H4～H8
	街区公園	8	1.96		駅西[土]	56.5	S42～S50
	近隣公園	1	1.17		第一[土]	8.7	S38～S42
	合 計	9	3.13				
	1人当たり	1.12 ㎡/人			合 計	74.4	-

※1 都市公園の面積は供用面積
※2 [市]:市街地再開発事業、[土]:土地区画整理事業



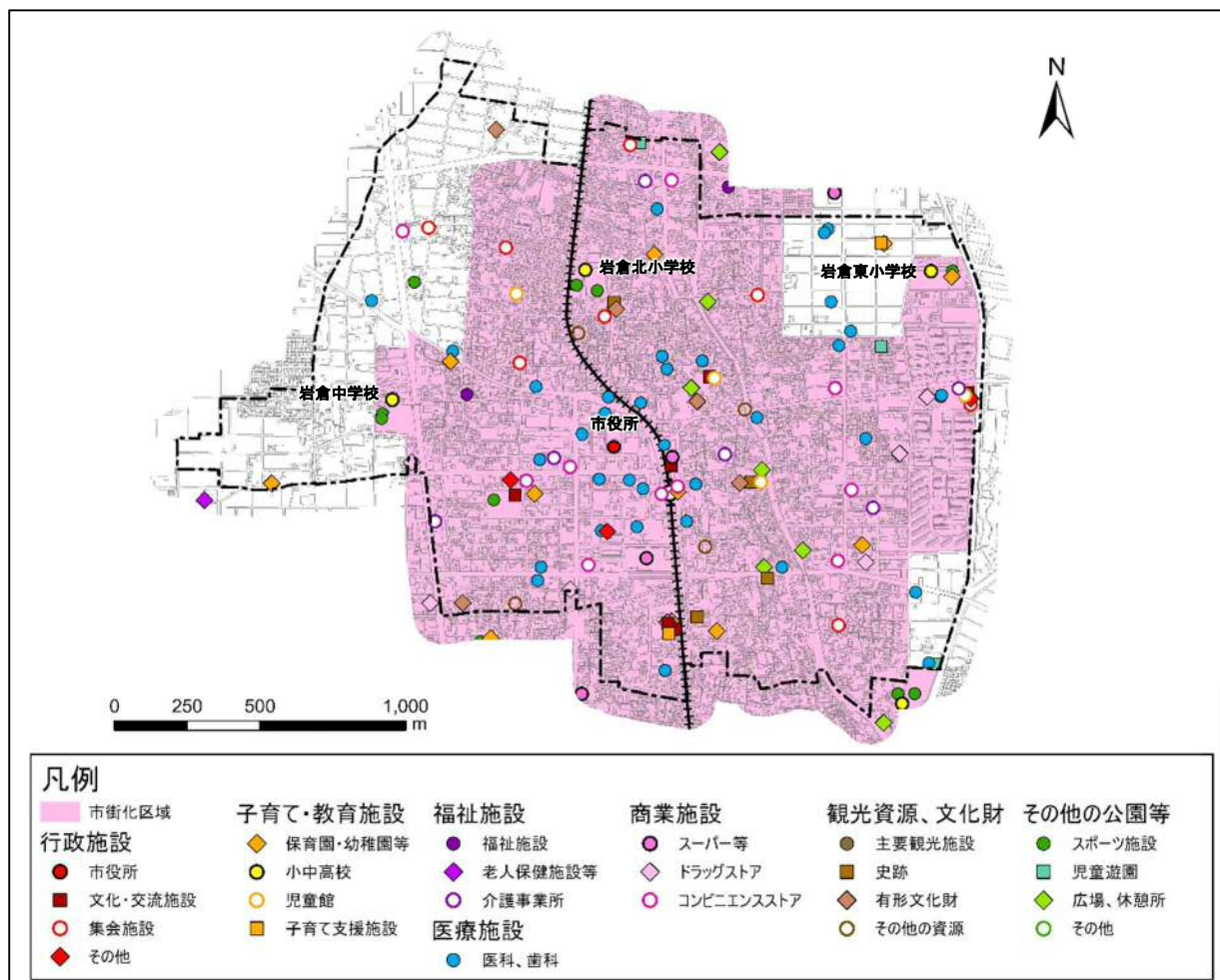
資料：平成26年度令和元年度都市計画基礎調査、都市計画道路整備状況図、都市計画図、
いわくらの統計 平成30年令和6年版等

●公共公益施設

中部地域の公共公益施設の分布は、市街化区域を中心に多くの施設が立地しており、特に、岩倉駅周辺に集積しています。主な施設としては、岩倉駅周辺に市役所や生涯学習センター、地域北部に岩倉北小学校や岩倉東小学校、地域南部に図書館や市民プラザが立地しています。

■公共公益施設の状況

行政施設	市役所、市民プラザ、図書館、生涯学習センター 地域交流センターみどりの家、地域交流センターくすのきの家、地域交流センターボブラの家 中野会館、泉会館、東町会館、大上市会館、東新町公会堂、大市場町公会堂 西市町公会堂、鈴井町公会堂 保健センター、江南警察署岩倉幹部交番、岩倉団地配水場
子育て・教育施設	岩倉北小学校、岩倉東小学校、岩倉中学校 子育て支援センター、子ども発達支援施設あゆみの家 保育園・幼稚園・認定こども園（ 89 箇所）、児童館（4箇所）
福祉・医療施設	ふれあいセンター、休日急病診療所 介護事業所（ 46 箇所）、医療施設＜医科＞（15箇所）、医療施設＜歯科＞（ 19 箇所）
商業施設	スーパー等（ 42 箇所）、ドラッグストア（ 35 箇所）、コンビニエンスストア（10箇所）
観光資源・文化財	新溝古墳、山内一豊誕生地、岩倉城跡、織田伊勢守信安夫妻墓 文化財（7箇所）、その他観光資源（5箇所）
スポーツ施設等	中央公園グランド、岩倉北小学校グラウンド、 アデリア 総合体育文化センター 岩倉東 小学校体育館屋内運動場 、 市立体育館岩倉北小学校屋内運動場等複合施設 、岩倉 中学校体育館屋内運動場 、 岩倉中学校武道場 児童遊園（3箇所）、広場・休憩所（5箇所）



資料：岩倉市 WEB サイト、介護サービス情報公表システム、全国大型小売店総覧、iタウンページ、い〜わ岩倉めぐりまち歩きマップ

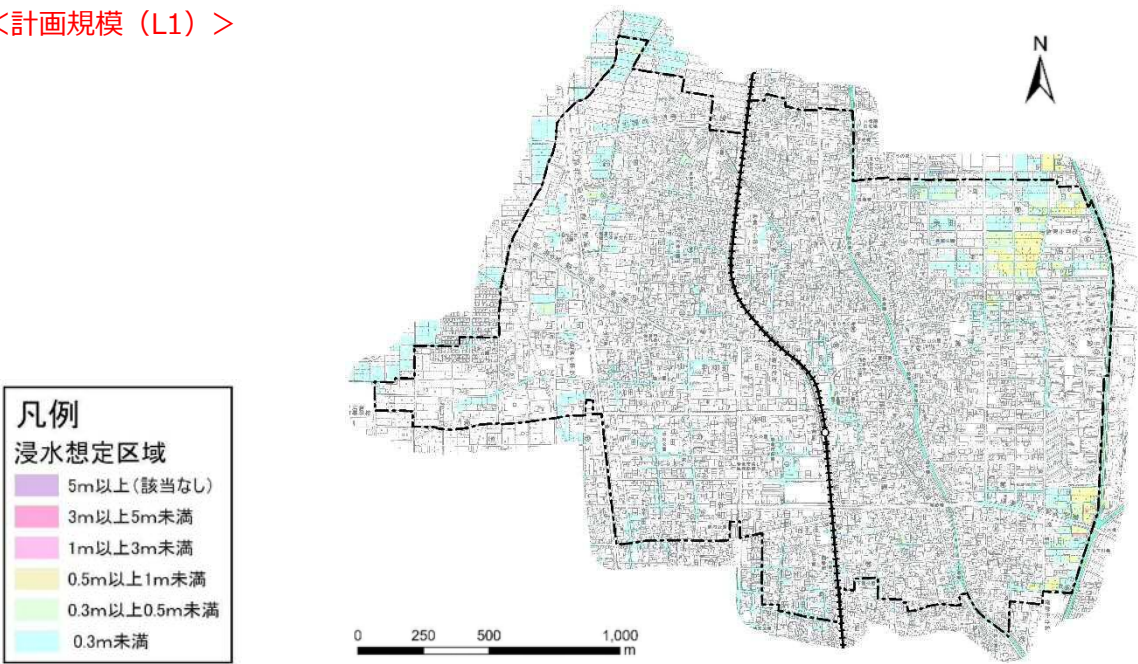
●災害(水害) (内水氾濫)

内水氾濫想定区域図では、矢戸川と五条川に囲まれた広い範囲が浸水想定区域となっています。そのほかにも、名鉄犬山線沿線や地域西部にも浸水が想定される地区がみられます。

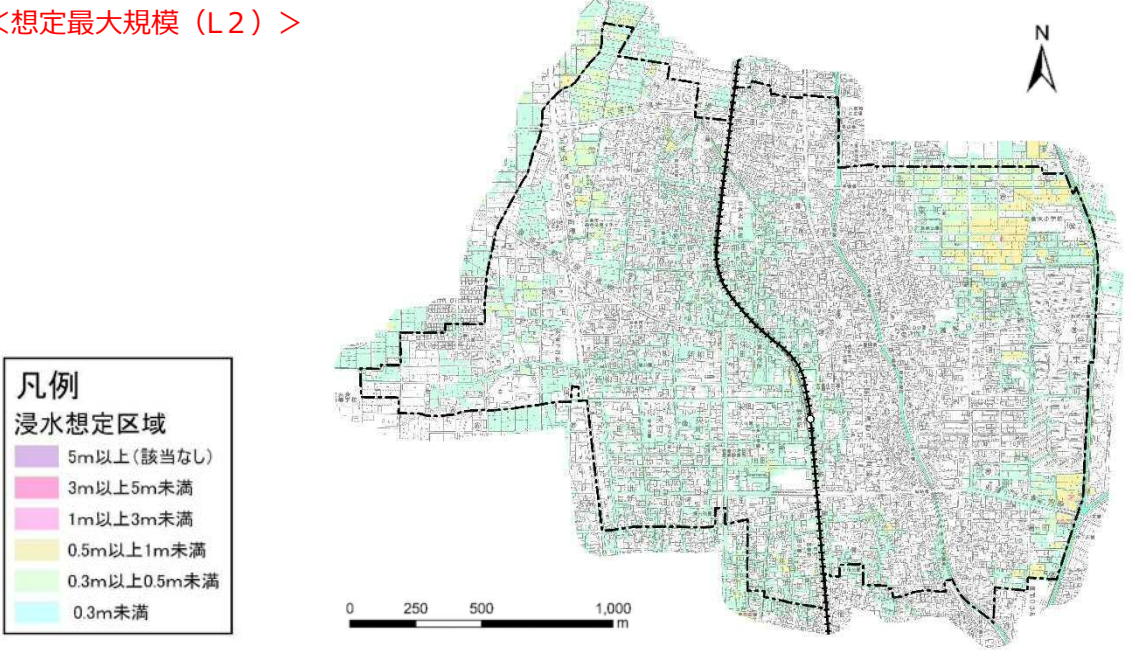
内水氾濫想定区域図によると、計画規模（L1）では、矢戸川と五条川に囲まれたエリアを中心に、0.5m以上1m未満の浸水が想定されています。一方、想定最大規模（L2）では、地域全体で浸水が想定されているほか、0.5m以上1m未満の浸水が想定される範囲も拡大しています。

■内水氾濫想定区域図

<計画規模（L1）>



<想定最大規模（L2）>



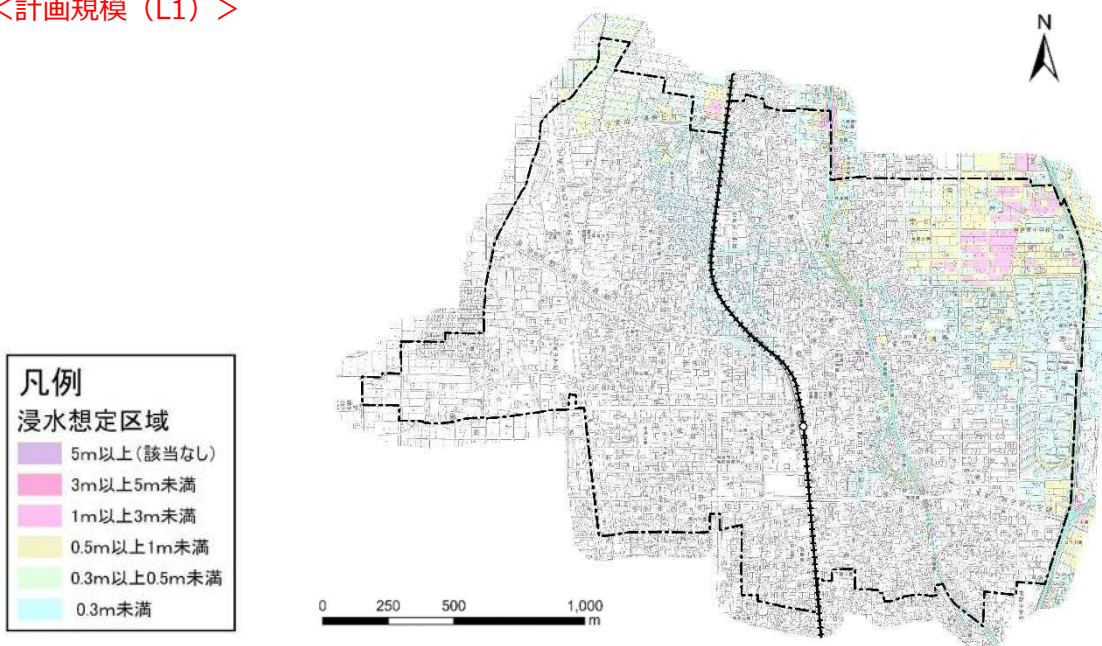
資料：岩倉市浸水内水ハザードマップ

●災害（洪水）

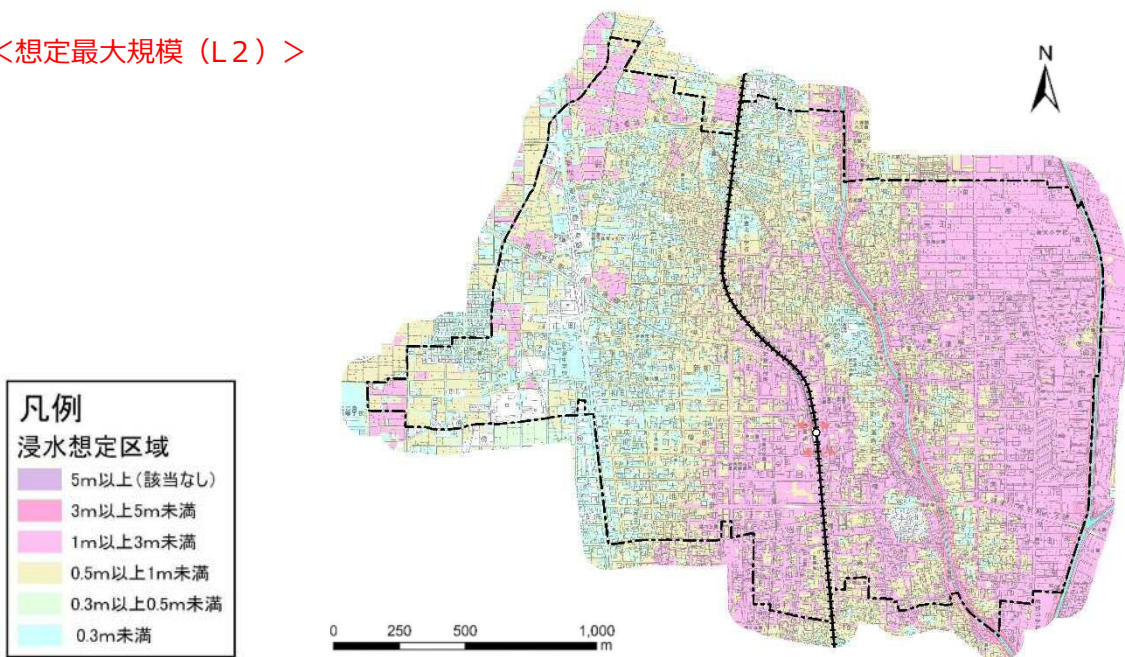
洪水浸水想定区域図によると、計画規模（L1）では、主に矢戸川と五条川に囲まれた地区で3m以上5m未満の浸水が想定されています。一方、想定最大規模（L2）では、地域全体が浸水想定範囲となっており、特に名鉄犬山線沿線や地域東部の広い範囲で3m以上5m未満の浸水が想定されています。

■洪水浸水想定区域図

<計画規模（L1）>



<想定最大規模（L2）>

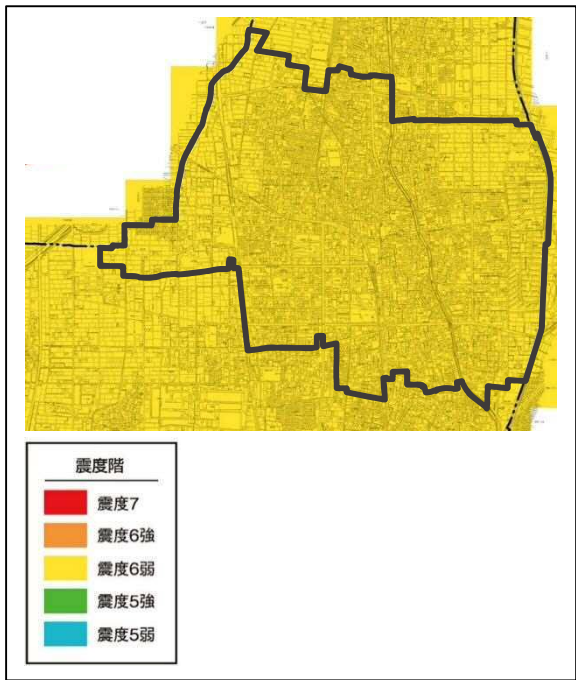


資料：岩倉市洪水ハザードマップ

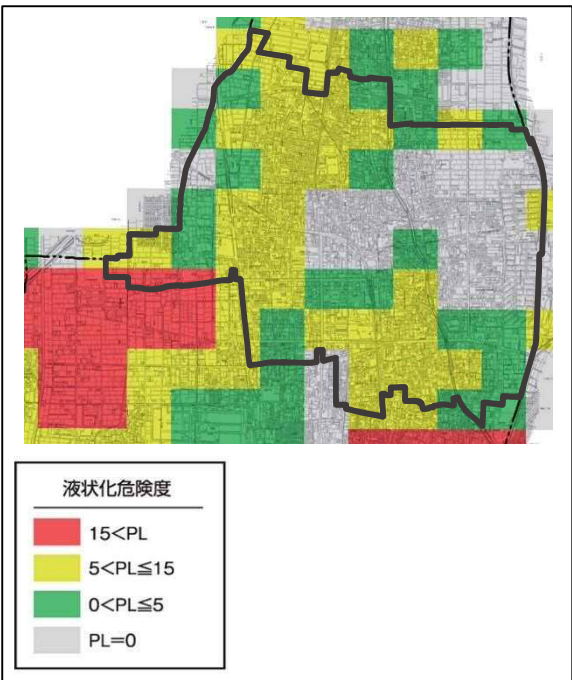
●災害（地震）

地震の被害想定では、南海トラフ地震が発生した場合、震度6弱の揺れを観測し、地域南部及び地域西部で液状化が発生する危険性が高いと想定されています。また、濃尾地震が発生した場合、震度6強～7の揺れを観測し、地域南部を中心に地域の大部分で液状化が発生する危険性が高いと想定されています。

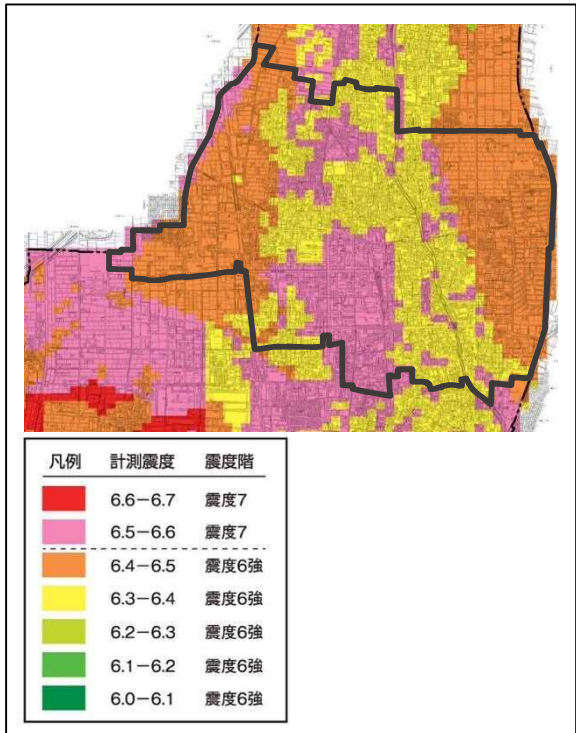
■南海トラフ地震の震度分布図



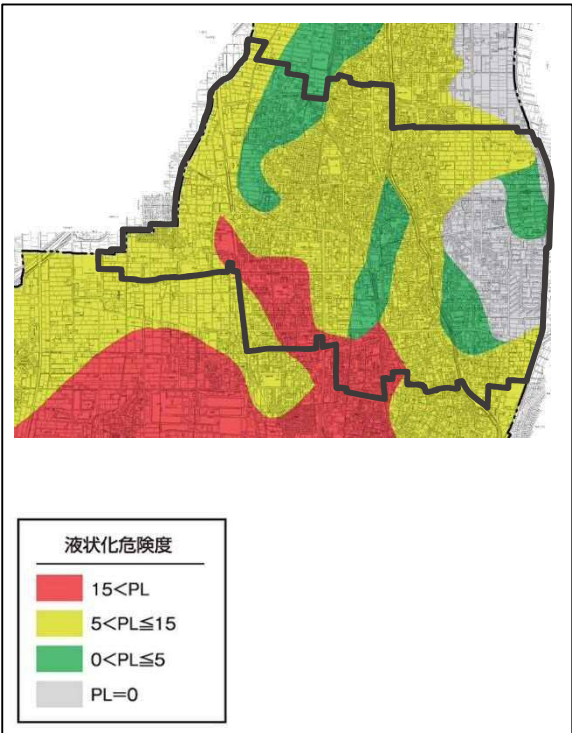
■南海トラフ地震の液状化危険度マップ



■濃尾地震の震度分布図



■濃尾地震の液状化危険度マップ



資料：岩倉市地震防災ガイドマップ

(2) まちづくりの課題《中部地域》

●人口

- 岩倉団地では、外国籍市民等の割合が約3割約4割と市平均よりも高く、独立行政法人都市再生機構などと連携し、多様な人々と共生できる環境づくりが必要です。
- 市街化区域の可住地人口密度は94.5人/ha93.6人/haと、他地域に比べ非常に過密な状況です。

●土地利用

- 岩倉駅周辺では、既存の商店が減少してきているため、今後の情勢を踏まえ、都市機能の集積をはじめとする土地利用展開を検討する必要があります。

●市街地整備

- 都市基盤整備済の地区（土地区画整理事業、市街地再開発事業）では、道路舗装の劣化など、インフラの老朽化が進んでいることから、機能の維持・充実を図る必要があります。
- 駅東地区では、狭い道路が多く、老朽化した低層木造住宅が密集しているため、都市計画道路の整備にあわせた居住環境の向上を図るとともに、地区の活性化を進める必要があります。

●交通施設等整備

- 都市計画道路の整備率が65.7%は71.6%と他地域と比較して低くであり、特に(都)江南岩倉線の整備が進んでいないことから、南北方向の市街地内の軸として整備を推進する必要があります。
- 岩倉駅東地区、中本町など既成市街地内の生活道路に通過交通の進入がみられており、生活道路におけるスピード規制など、安全・安心対策の検討が必要となっています。
- 市民が安心して五条川健幸ロードを利用できるようにするため、五条川と交差する道路（自動車動線）における交通安全施設の設置、補強等を検討する必要があります。
- バス路線（岩倉駅—宮駅東口、小牧駅（2ルート）、名鉄間内駅）のバス停より遠隔となる地区では、公共交通を補完する交通手段の確保が必要です。

●公園緑地整備

- 1人当たり都市公園面積は1.11㎡/人1.12㎡/人であり、駅東地区に不足していることから、公園の計画的な整備が必要となっています。

●自然環境の保全及び都市環境形成

- 地域西部には一団の優良農地が分布していますが、スプロール化の進展により農地の持つ多面的機能の喪失が危惧されることから、農地の保全を図る必要があります。
- 五条川沿川では、桜の老朽化や外来種（植物等）の生息がみられるため、五条川固有の生態系の保全が必要です。

●河川、下水道の整備

- 他地域に比べ、下水道の整備が進んでいるものの、今後も段階的な整備を推進する必要があります。
- 中本町、下本町地区などの五条川沿川では、五条川の溢水や東海豪雨時の内水氾濫の被害にあったことから、浸水対策を行う必要があります。

●都市景観形成

- 岩倉街道を中心に、岩倉城~~址~~跡や新溝古墳などの歴史・文化資源が多く分布しているため、引き続き歴史的・文化的景観を維持する必要があります。
- 五条川沿いの桜並木は、本市を代表する地域資源であり、市民にとって誇れる自然環境であることから、水と緑の調和した景観の形成が必要です。

●都市防災対策

- 1981年（昭和56年）5月以前に建てられた旧耐震基準の建築物の割合が~~48.4%~~41.1%と高く、岩倉北小学校周辺、駅東地区を中心に狭あい道路が多くみられるため、地震などの災害時の対策を行う必要があります。

●アンケート結果

- 名古屋市や一宮市、小牧市などと結ぶ広域的な幹線道路の整備充実（交通施設等整備）[中部地域：15.9%、市平均：14.2%]
- 駅前や人通りの多い道路における電線の地中化（電柱の撤去）（自然環境の保全及び都市環境形成）[中部地域：14.3%、市平均：13.4%]
- 岩倉駅前における顔づくりとしての街並み景観形成（都市景観形成）[中部地域：17.1%、市平均：15.1%]

（３）まちづくりの方針《中部地域》

【まちづくりの目標と基本方針】

岩倉駅を中心とした活力・にぎわいあふれる拠点地区の形成

岩倉駅東地区の都市機能更新による良好な都市環境の構築

本市の活力・にぎわい拠点としての商業、集客機能の集積促進

岩倉駅を中心に徒歩圏で安全・安心に暮らせる市街地の形成と、住居系新市街地の検討

五条川を活用したうるおい健康軸形成と岩倉駅周辺のシンボリックな都市景観形成

【分野別の都市づくりの方針】

◇土地利用の方針

住宅地	☐ 一団の住宅団地は、現在の居住環境の維持・保全を図ります。
	☐ 土地区画整理事業によって基盤整備された駅西地区については、空き家、空き店舗対策により、中心市街地としての機能の維持と充実を図ります。
	☐ (都)豊田岩倉線沿道の市街化調整区域では、岩倉駅へのアクセス性やゆとりある住環境に配慮し、計画的な住宅地の拡大を検討します。
商業地	☐ 本市におけるにぎわい拠点地区として、駅西地区における商業・業務をはじめとする都市機能の継続的な集積に向けた政策展開を検討します。
	☐ 駅東地区においても、都市的利便性を高めるため、(都)桜通線の整備にあわせて沿道の土地の集約・整序を図るとともに、(都)江南岩倉線の段階的な整備においては、面的な整備を検討します。
工業地	☐ 既存の工業地については、居住環境、操業環境双方の悪化を招くことがないよう配慮するとともに、新たに住宅地と工業地が混在しないよう努めます。
農地	☐ 本地域の優良農地については、農業基盤の役割とともに、緑化機能や防災機能といった観点からも適切な保全に努めます。
	☐ 農地における計画的な土地利用調整を図り、無秩序な開発抑制に努めます。

◇市街地整備の方針

- 岩倉駅周辺は、中心部の立地をいかし、にぎわい拠点の形成を図るため、駅東地区においては、**(仮称)にぎわい広場整備基本構想を基に**、都市計画道路や(仮称)にぎわい広場の整備を推進し、市街地整備の一体的な事業を検討します。
- 既存市街地及び既存集落地の狭あい道路は、建物等の建替え時期におけるセットバックによる拡幅等により整備、改善を図ります。
- 学校、幼稚園、保育園周辺を中心として、歩車分離や防護柵などの整備を進め、歩行者や自転車利用者の安全を強化します。
- すべての人にやさしく、暮らしやすい生活空間を形成するため、主要な道路や公共施設などの多くの人が利用する施設において、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

◇交通施設等整備の方針

- 東西方向の幹線道路となる(都)岩倉小牧線の整備を推進し、鉄道によって分断されている市街地の連携を促進します。
- (都)江南岩倉線については、道路事業だけでなく、沿道における都市機能の立地誘導とあわせた面的な整備を検討します。
- 市街地中心部における徒歩・自転車による移動の安全性を高めるため、幹線道路(都市計画道路)の整備を推進します。また、生活道路や通学路などにおける狭あいな箇所では、拡幅整備やハンプ等の設置に努めるとともに、交通規制の導入を検討し、歩行者安全対策に努めます。
- 高齢者や障がい者、子育て世代の交通利便性向上を図るため、鉄道や路線バスでカバーできない地域については、公共交通サービスの充実に努めます。
- (都)桜通線については、オープンカフェやイベント等の活用により、楽しく安全な道路空間の創出に努めます。
- 岩倉市自転車活用推進計画に基づき、幹線道路を中心に、自転車ネットワーク路線の整備を推進します。**

◇公園緑地の整備の方針

- お祭り広場については、~~-(仮称)にぎわい広場として整備し、(仮称)にぎわい広場基本構想に基づき、広場周辺の整備を進めます。機能の強化を図ります。-~~
- 駅東地区など、誘致圏に配慮した適切な位置における新規の公園配置を検討します。
- 公園等の魅力向上のため、公民連携による公園等の管理運営制度の導入を検討するとともに、機能の維持・強化を図ります。

◇自然環境の保全及び都市環境形成の方針

- 五条川では、沿川の桜並木の適切な管理を図るとともに、生態系に配慮した環境整備を推進し、自然環境を保全します。
- 五条川やお祭り広場などの公園をつなぐ道路や民有地などの緑化に努め、社寺の樹木や農地等を保護・保全し、生態系ネットワークの形成に努めます。
- 岩倉駅周辺における魅力向上のため、協働による緑化に取り組み、緑豊かなまちづくりを推進します。

◇河川、下水道の整備の方針

- 五条川、矢戸川、巾下川については、新川流域水害対策計画に基づき、愛知県等の関係機関と連携して治水機能の強化に努めます。
- 五条川右岸地域の下水道未整備地区については、生活道路の整備とあわせた下水道整備を推進します。
- 下水道（雨水）整備計画に基づき、都市公園等の地下に調整池を整備し、河川への負担軽減を図ります。
- 五条川及び五条川沿いの桜並木は、優れた自然環境を有するとともに、多様な生物の生息地として機能していることから、生態系に配慮した水辺環境の保全や整備を推進します。

◇都市景観形成の方針

- 五条川沿川は、市民の交流と健康増進につながるよう、桜並木とともにうるおいをもたらす河川環境と調和した市街地景観の形成に努めます。
- 岩倉駅周辺については、拠点地区にふさわしいシンボリックな景観形成に努めるとともに、デジタルサイネージやスマホアプリ等による多言語の道・まち案内などユニバーサルデザインの導入を推進します。
- (都)桜通線における無電柱化を進め、良好な街並み景観の形成を図ります。
- 中央公園や神明大一社など都市公園や社寺の緑を保全し、その連続性を形成することで、市街地に緑と歴史、うるおいのある環境・景観の維持・形成を図ります。

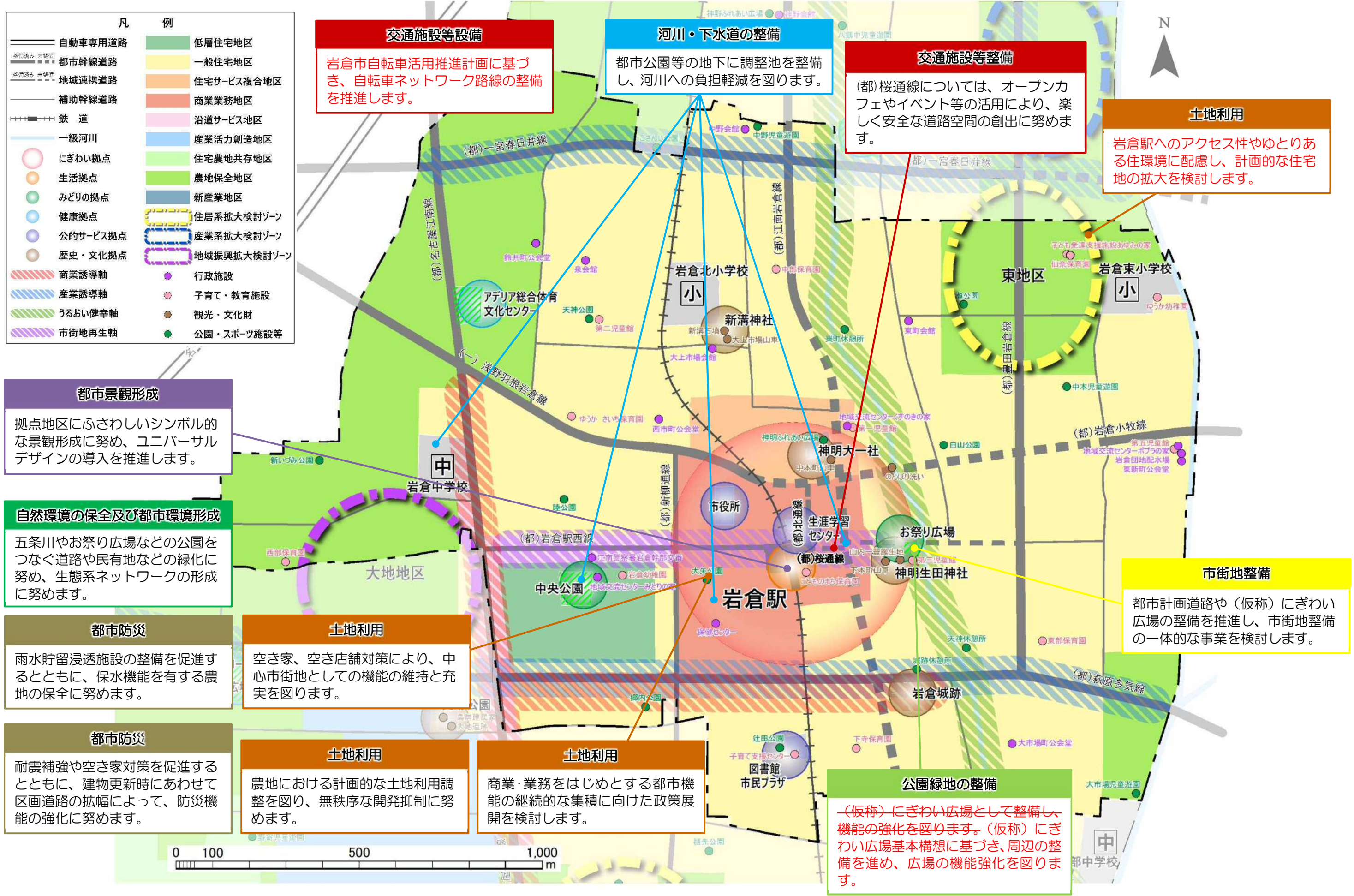
◇都市防災対策の方針

- 駅東地区から地域北部にかけての住宅地については既成市街地であり、木造老朽建築物が多いことから、耐震補強や空き家対策を促進するとともに、建物更新時にあわせて区画道路の拡幅によって、防災機能の強化に努めます。
- 災害時における避難場所、防災機能拠点として利用可能な公共施設（公共空間）の整備を推進します。
- 災害時における避難路等の確保のため、(都)名古屋江南線などの緊急輸送道路に指定されている道路沿道の建築物については、耐震化を促進します。また、都市農地については、一時避難用地や復旧用資材置場に活用できるよう、あらかじめ農地所有者等の協力が得られる仕組みを検討します。
- 市街地の浸水被害の抑制に向け、雨水貯留浸透施設の整備を促進するとともに、保水機能を有する農地の保全に努めます。



(都)江南岩倉線沿道の将来イメージ

(4) まちづくり構想図《中部地域》



3 南部地域の方針

(1) 現況《南部地域》

●地域の概況

南部地域は、地域東部に名鉄犬山線の大山寺駅を中心とした市街地が広がっており、中央部には大規模な工場が立地しています。また、史跡公園や自然生態園など、本市を代表する観光資源が立地しているほか、市街化調整区域となっている地域西部及び地域南部を中心に、自然が比較的多く残っています。

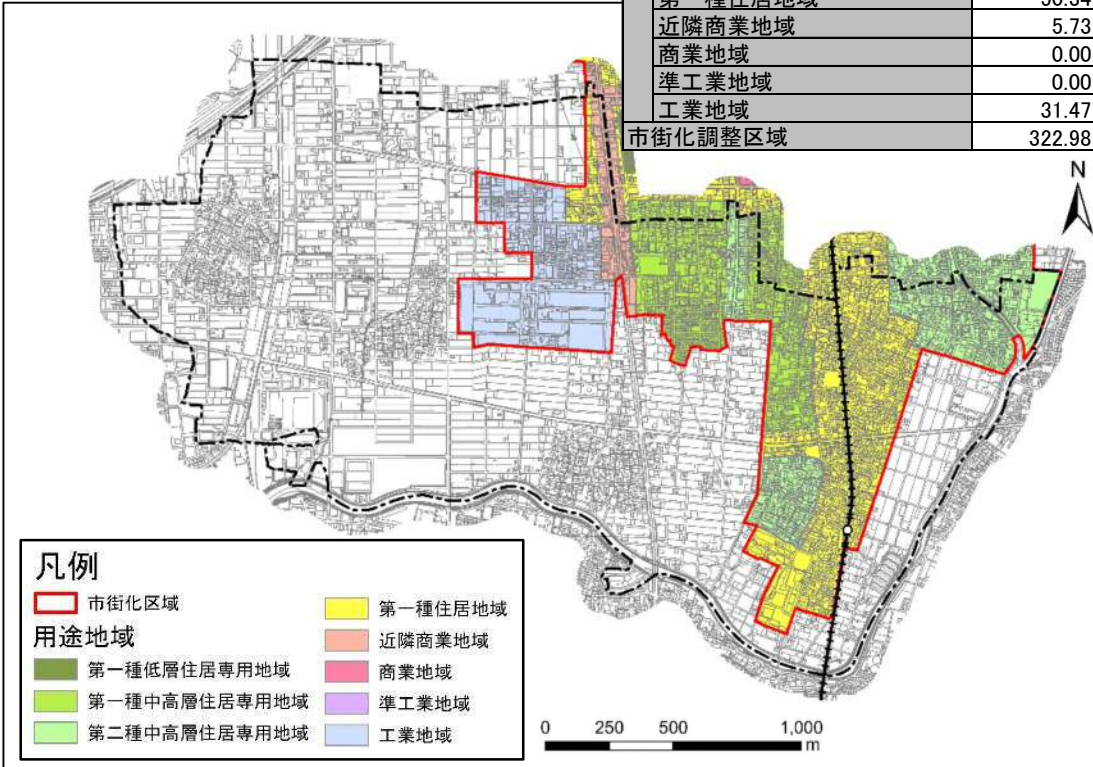
南部地域の面積は466.79haで、このうち143.76ha 143.81ha（地域全体の30.8%）が市街化区域となっています。

用途地域は、名鉄犬山線の沿線に住居系用途地域、地域の中央部に工業地域が指定されています。また、名古屋江南線の沿道には近隣商業地域が指定されています。



■面積及び用途地域指定状況

	面積 (ha)	構成比
地域全体	466.79	-
市街化区域	143.81	30.8%
第一種低層住居専用地域	0.00	0.0%
第一種中高層住居専用地域	29.27	6.3%
第二種中高層住居専用地域	27.00	5.8%
第一種住居地域	50.34	10.8%
近隣商業地域	5.73	1.2%
商業地域	0.00	0.0%
準工業地域	0.00	0.0%
工業地域	31.47	6.7%
市街化調整区域	322.98	69.2%



資料：平成28年度令和3年度都市計画基礎調査

●人口・世帯

南部地域の人口は、~~2015年（平成27年）~~2020年（令和2年）時点で~~12,168人~~12,629人となっています。人口の推移は、地域全体、市街化区域ともに、2010年（平成22年）から~~2015年（平成27年）~~2020年（令和2年）にかけて増加して**いますがおり**、2005年（平成17年）から~~2015年（平成27年）~~2020年（令和2年）にかけては、地域全体では~~0.3%~~3.5%、市街化区域では1.5%の**減少増加**となっています。

人口密度は、地域全体で~~26.1人/ha~~ 27.1人/ha、市街化区域で~~64.7人/ha~~ 66.7人/haとなっています。人口分布としては、市街化区域は60人/ha以上の地区が広がっていますが、市街化区域の外縁部には密度の低い地域もみられます。また、地域西部及び地域南部の市街地調整区域は20人/ha未満の地区が広がっています。

年齢別人口割合は、0～14歳が~~13.4%~~13.3%、15～64歳が~~60.8%~~59.9%、65歳以上が~~25.8%~~26.8%となっています。

■人口、人口密度、世帯数の状況

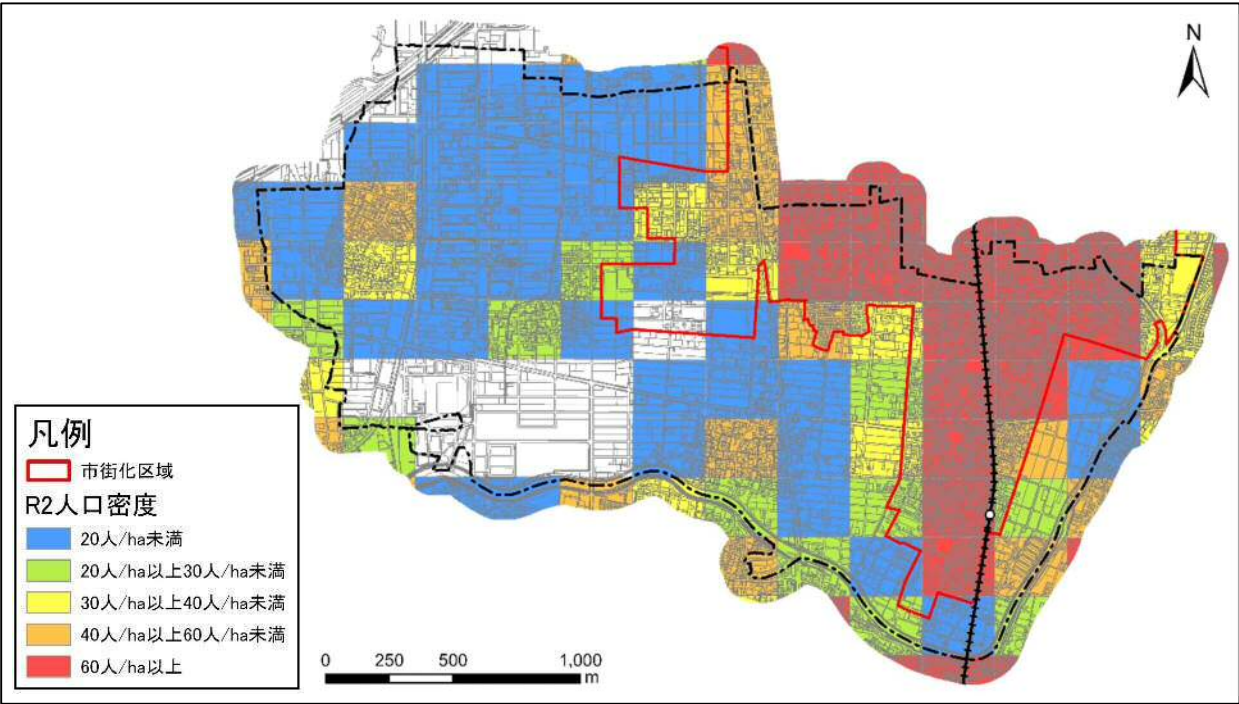
		市街化区域	地域全体
面積	(ha)	143.81	466.79
人口 (人)	H17	9,448	12,204
	H22	9,187	11,890
	H27	9,307	12,168
	R2	9,585	12,629
人口増減率(R2-H17)		1.5%	3.5%
R2人口密度(人/ha)		66.7	27.1
R2人口構造	0～14歳	-	13.3%
	15～64歳	-	59.9%
	65歳以上	-	26.8%
R2世帯数		4,225	5,278
R2世帯人員(人/世帯)		2.27	2.39

■人口の推移



資料：平成27年令和2年国勢調査国勢調査、平成18年度・23年度・28年度・令和3年度都市計画基礎調査

■人口分布（250mメッシュ）



資料：平成27年令和2年国勢調査

●土地・建物利用

南部地域の市街化区域内の土地利用構成比は、住宅用地が~~42.6%~~44.4%を占めて最も多く、次いで~~道路用地(16.8%)~~工業用地(17.8%)、~~工業用地(16.6%)~~道路用地(15.3%)の順となっています。

土地利用現況では、地域中心部には大規模な工業用地がみられ、鉄道沿線には住宅用地が多くみられます。

2007年(平成19年)2014年(平成26年)から2013年(平成25年)2018年(平成30年)の開発許可面積は8.11ha0.42haで、地域全体の1.7%0.3%となっています。

建物用途の構成比は、住宅系の建物が~~59.0%~~61.2%を占めて最も多く、商業系は~~4.3%~~4.1%となっています。工業系は~~28.7%~~26.9%となっており、他の地域と比べて工業系の占める割合が多くなっています。また、建物構造・建築年代は、木造が~~70.4%~~66.9%、旧耐震基準が~~44.2%~~38.2%となっています。

■土地利用構成比（市街化区域）

		面積(ha)	構成比
自然的 土地利用	農地(田・畑)	4.72	3.3%
	山林	0	0.0%
	水面・その他	2.3	1.6%
	小 計	7.02	4.9%
都市的 土地利用	住宅用地	63.92	44.4%
	商業用地	4.63	3.2%
	工業用地	25.58	17.8%
	公的・公益用地	12.01	8.4%
	道路用地	22.05	15.3%
	交通施設用地	1.37	1.0%
	公共空地	2.6	1.8%
	その他の空地	0.23	0.2%
	低未利用地	4.4	3.1%
	小 計	136.79	95.1%
合 計		143.81	100.0%
開発許可(H26-H30)※		0.42	0.3%

※開発許可の構成比は地域全体の面積に対する構成比

資料：平成26年度30年度令和元年度・5年度都市計画基礎調査

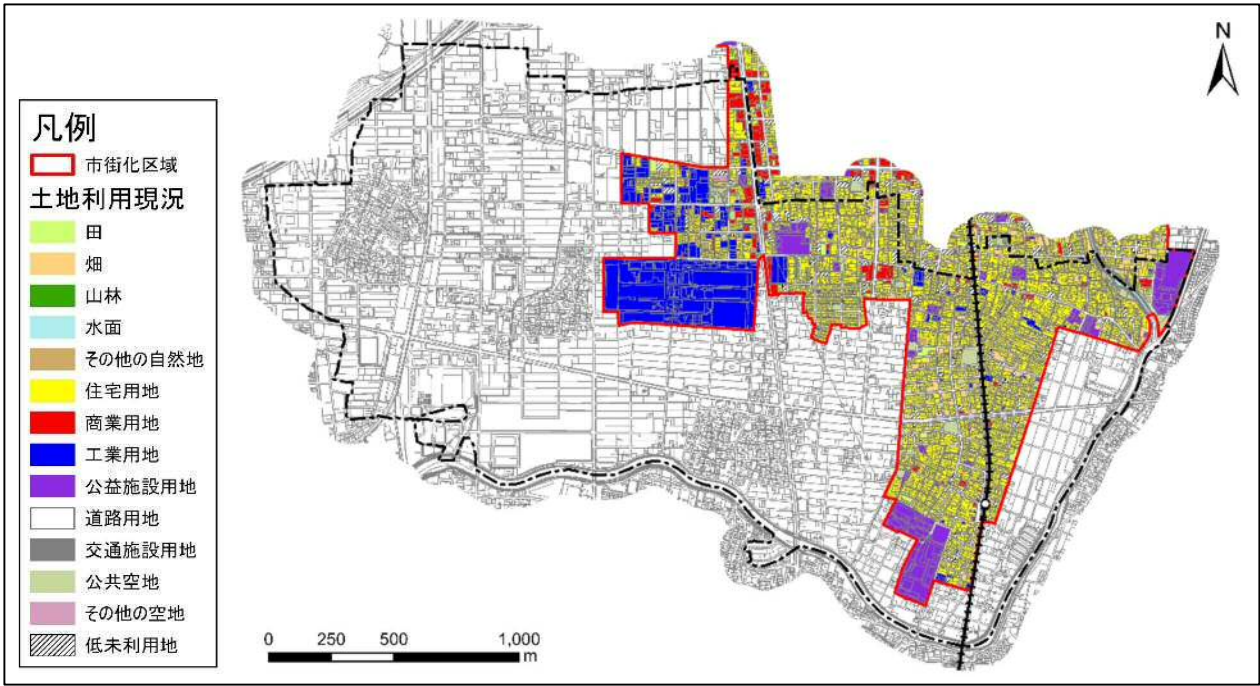
■建物利用状況（市街化区域）

		面積(m ²)	構成比
用途別 床面積	住宅系	392,267	61.2%
	商業系	26,509	4.1%
	工業系	172,049	26.9%
	その他	49,940	7.8%
	合 計	640,765	100.0%
		棟数※	構成比
建物構造	木造	2,469	66.9%
	非木造	1,222	33.1%
建築年代	旧耐震基準	1,303	38.2%
	新耐震基準	2,106	61.8%

※建物構造・建築年代不明の建物を除く

資料：平成29年度令和4年度都市計画基礎調査

■土地利用現況（市街化区域）



資料：平成30年度令和5年度都市計画基礎調査

●都市基盤

南部地域の都市計画道路は、7路線、10,000mが都市計画決定されています。このうち8,410m8,704mが整備済で、整備率は74.1%87.0%となっています。

都市公園は、6箇所すべて街区公園です。供用面積は1.37haで、人口1人当たりの都市公園面積は1.13㎡/人1.08㎡/人となっています。

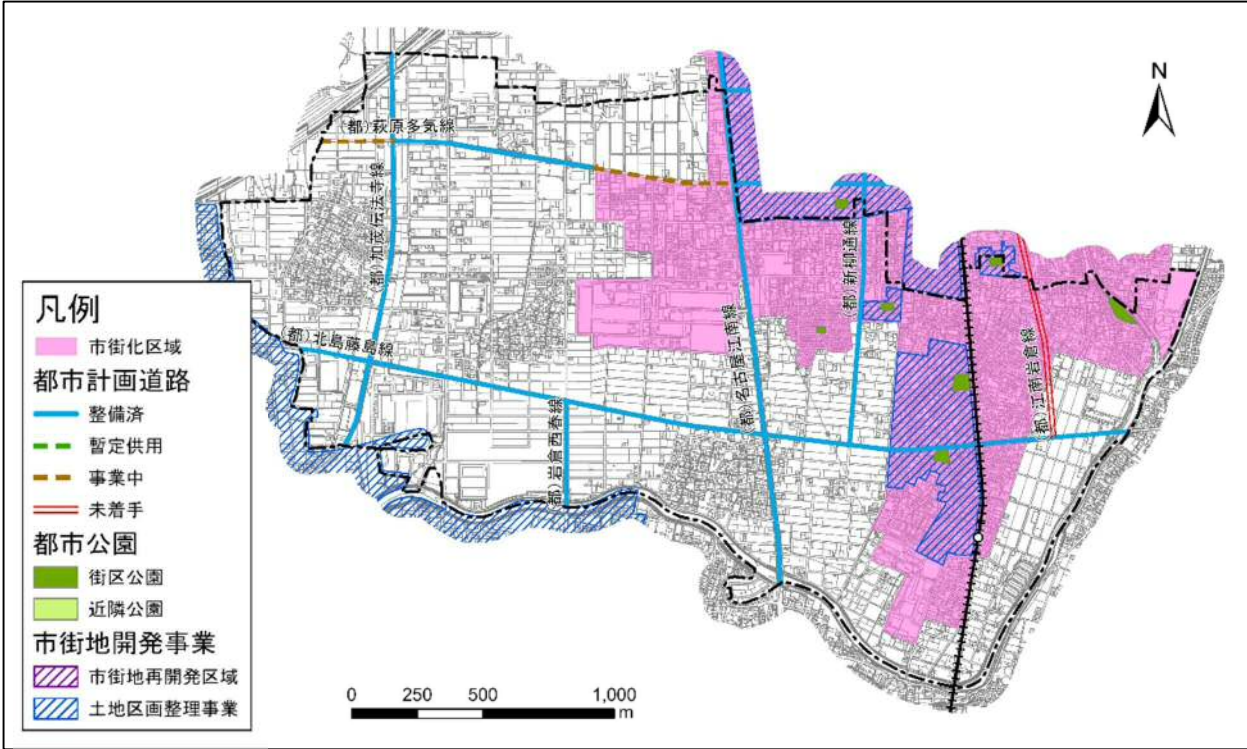
市街地整備事業は、岩倉南部土地区画整理事業、岩倉樋先土地区画整理事業、岩倉下稲土地区画整理事業、駅西土地区画整理事業が施行されており、事業が完了しています。

■都市基盤整備状況

都市計画道路	区分	延長(m)	整備率	市街地整備事業	地区名※2	面積(ha)	施工年
	計 画	10,000	87.0%		岩倉南部[土]	20.2	S54～H10
都市公園※1	整備済	8,704			岩倉樋先[土]	1.3	H12～H15
	種 別	箇所数	面積(ha)		岩倉下稲[土]	0.7	H4～H8
	街区公園	6	1.37		駅西[土]	0.3	S42～S50
	近隣公園	0	0.00				
	合 計	6	1.37				
	1人当たり	1.08	㎡/人		合 計	22.5	-

※1 都市公園の面積は供用面積

※2 [土]:土地区画整理事業



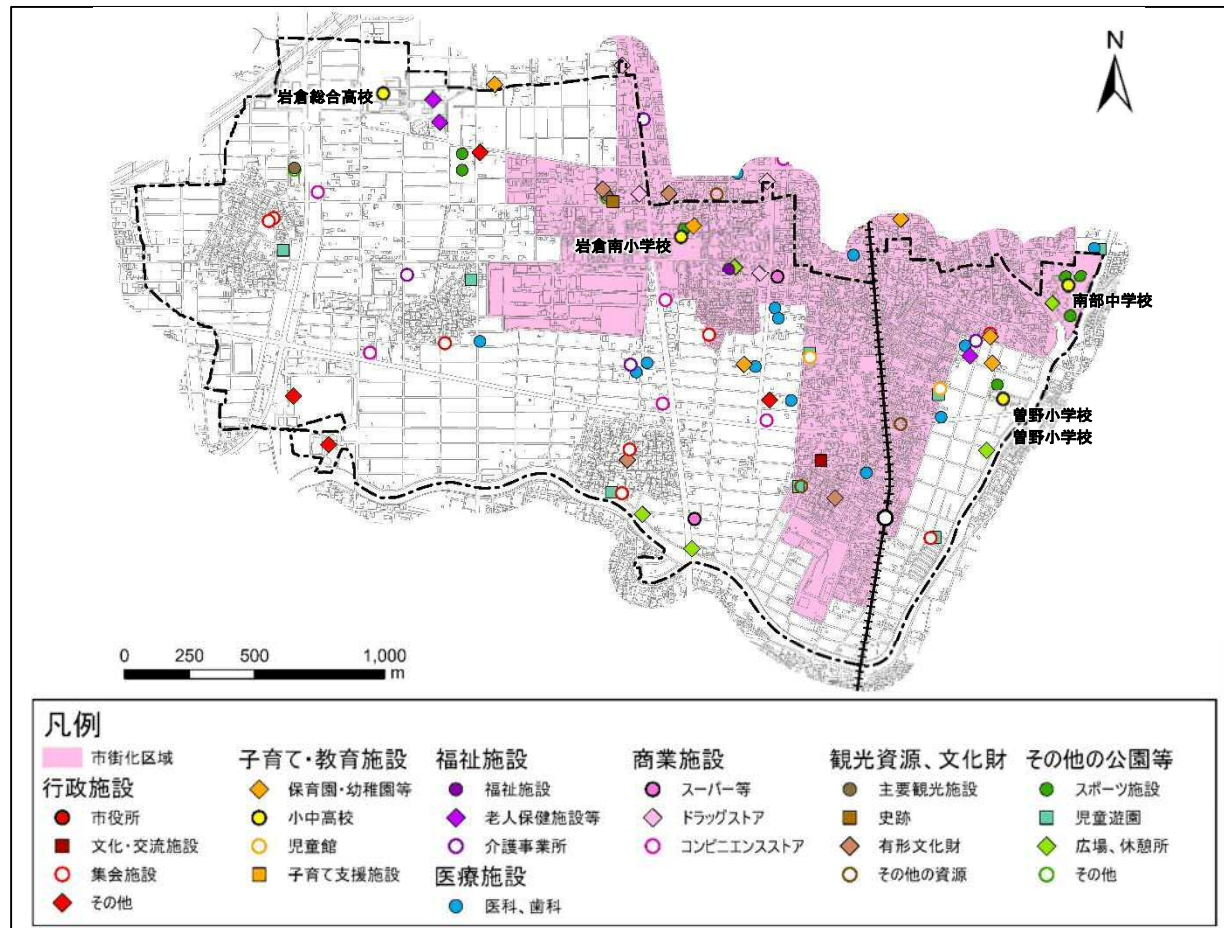
資料：平成26年度令和元年度都市計画基礎調査、都市計画道路整備状況図、都市計画図、いわくらの統計 平成30年令和6年版等

●公共公益施設

南部地域の公共公益施設は、地域全体に分布しています。主な施設としては、防災コミュニティセンターや岩倉南小学校、曾野小学校が立地しています。また、本市を代表する観光資源である史跡公園や自然生態園が立地しています。

■公共公益施設の状況

行政施設	防災コミュニティセンター、北島町公会堂、曾野町公会堂 野寄町公会堂、川井町公会堂、 五条町公会堂 、学校給食センター 川井町文化会館 、 北島町多目的センター 、 コミュニティホール珊瑚 消防本部・消防署、愛北グリーンセンター、五条川右岸浄化センター
子育て・教育施設	岩倉南小学校、曾野小学校、南部中学校、愛知県立岩倉総合高等学校 青少年宿泊研修施設希望の家 保育園・幼稚園・認定こども園（4箇所）、児童館（2箇所）
福祉・医療施設	南部老人憩いの家 介護事業所（ 56 箇所）、医科（ 65 箇所）、歯科（5箇所）
商業施設	スーパー等（2箇所）、ドラッグストア（2箇所）、コンビニエンスストア（5箇所）
観光資源・文化財	史跡公園、自然生態園、大地遺跡 文化財（3箇所）、その他観光資源（ ±2 箇所）
スポーツ施設等	野寄スポーツ広場、南部中学校グラウンド、 五条川右岸浄化センターグラウンド 野寄テニスコート、岩倉南小学校 体育館屋内運動場 、南部中学校 体育館屋内運動場 、曾野小学校 体育館屋内運動場 南部中学校武道場 児童遊園（7箇所）、広場・休憩所（5箇所）



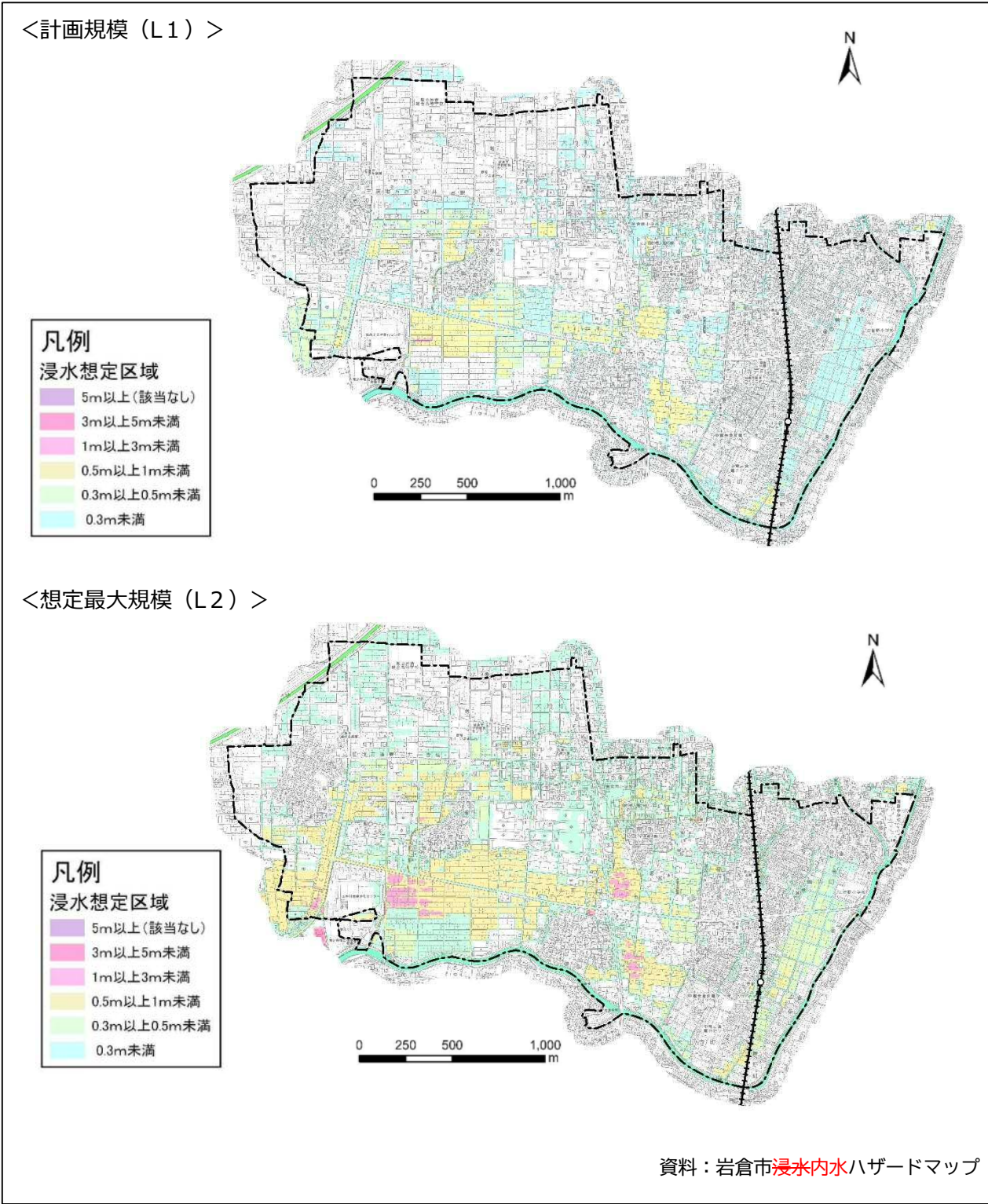
資料：岩倉市 WEB サイト、介護サービス情報公表システム、全国大型小売店総覧、
i タウンページ、い〜わ岩倉めぐりまち歩きマップ

●災害（水害）（内水氾濫）

内水氾濫想定区域図では、地域の広い範囲が浸水想定区域となっています。特に、地域南西部は浸水深が深い想定区域となっています。

内水氾濫想定区域図によると、計画規模（L1）では、地域南西部の広範囲で0.5m以上1m未満の浸水が想定されており、一部では1m以上3m未満の浸水も見込まれています。一方、想定最大規模（L2）では、地域全体で浸水が想定されているほか、名古屋江南線沿線では、L1では見られなかった1m以上3m未満の浸水が想定されています。

■内水氾濫想定区域図

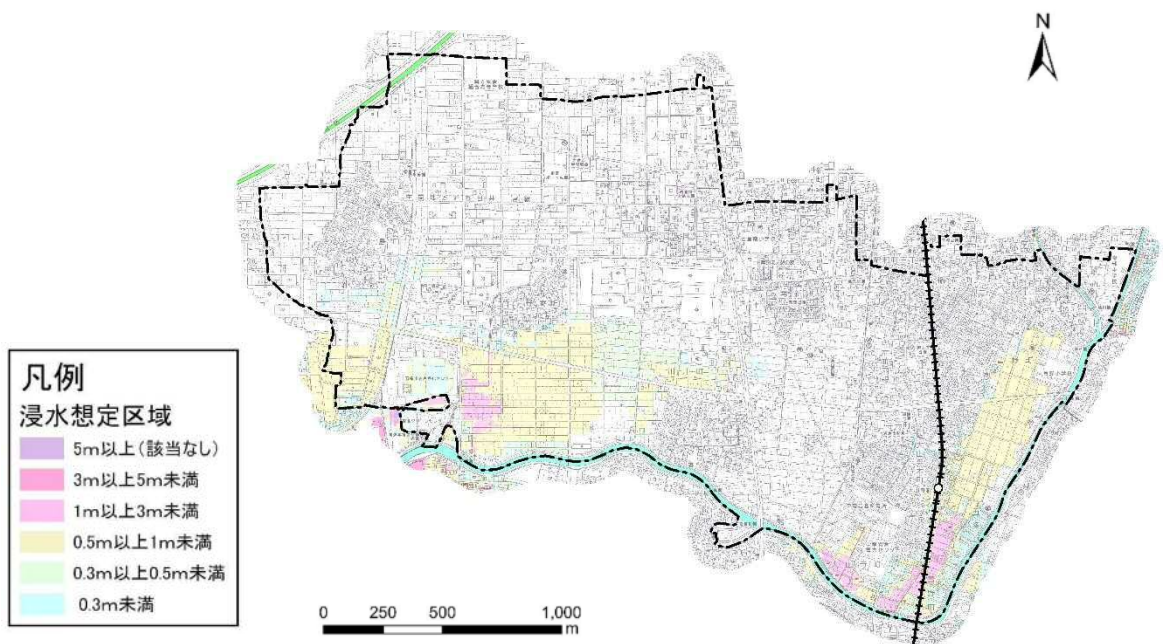


●災害（洪水）

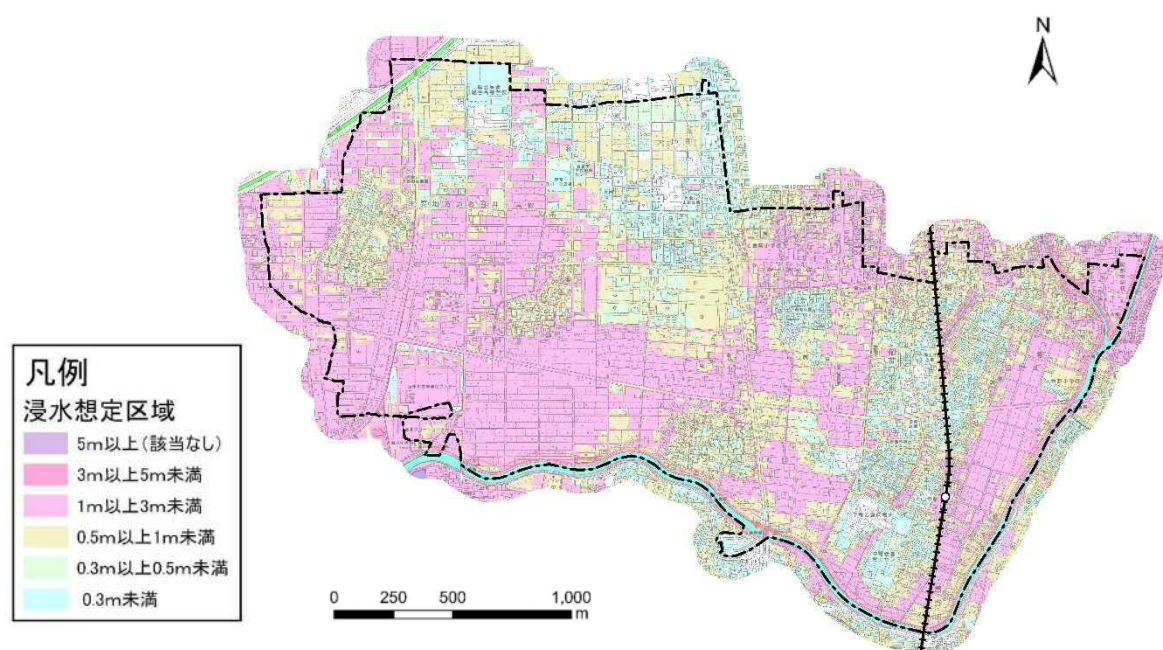
洪水浸水想定区域図によると、計画規模（L1）では、地域南西部で1m以上3m未満の浸水が想定されています。一方、想定最大規模（L2）では、地域全体で浸水が想定され、大地町や名鉄犬山線沿線を除く広い範囲で1m以上3m未満の浸水が想定されています。

■洪水浸水想定区域図

<計画規模（L1）>



<想定最大規模（L2）>

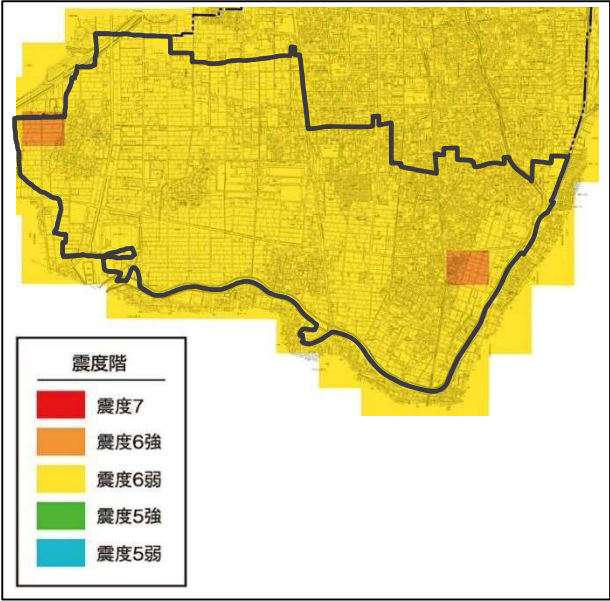


資料：岩倉市浸水ハザードマップ

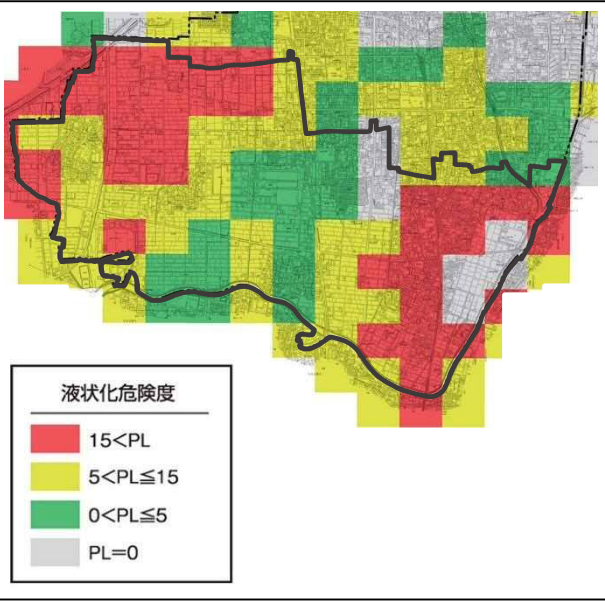
●災害（地震）

地震の被害想定では、南海トラフ地震が発生した場合、震度6弱～6強の揺れを観測し、地域の大部分で液状化が発生する危険性が高いと想定されています。また、濃尾地震が発生した場合、震度6強～7の揺れを観測し、地域全体で液状化が発生する危険性が非常に高いと想定されています。

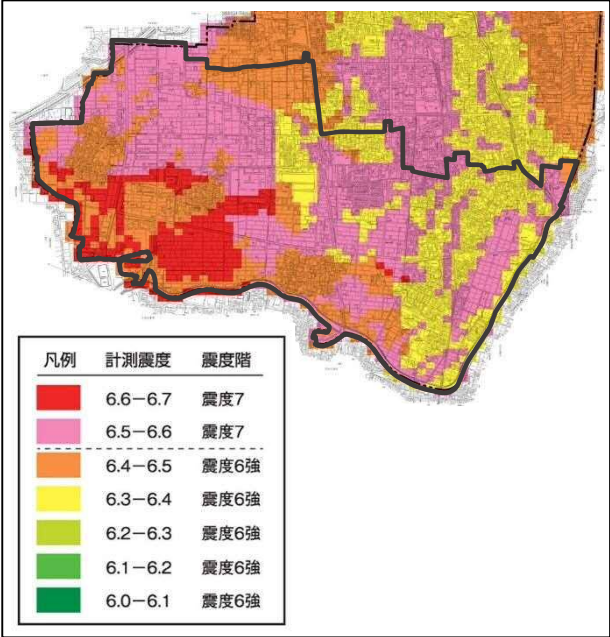
■南海トラフ地震の震度分布図



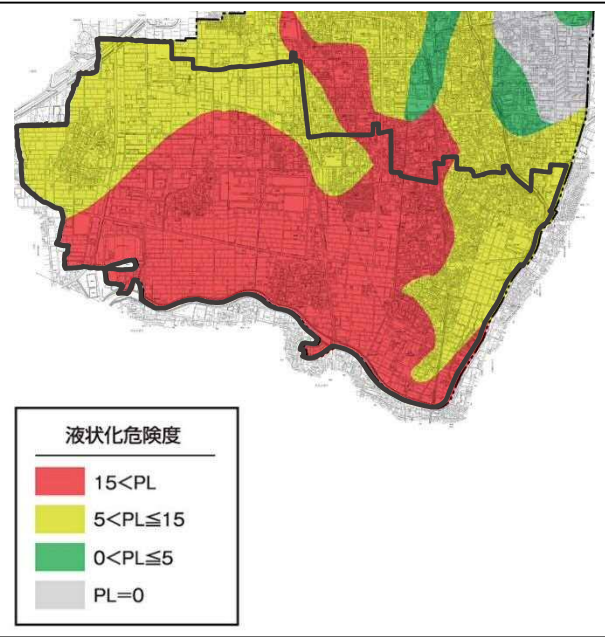
■南海トラフ地震の液状化危険度マップ



■濃尾地震の震度分布図



■濃尾地震の液状化危険度マップ



資料：岩倉市地震防災ガイドマップ

（２）まちづくりの課題《南部地域》

●人口

- 高齢化率が~~25.8%~~26.8%と他地域と比べ高いことから、高齢者が安全に暮らせるまちづくりを行う必要があります。

●土地利用

- 川井野寄工業団地の開発や(都)北島藤島線沿道に流通系企業が立地しているため、名神高速道路や名古屋高速道路へのアクセス性と開発需要を考慮するとともに、環境と調和した土地利用形成が必要です。

●市街地整備

- 川井野寄地区の工業開発に伴う人口増加にあわせ、新たな人口の受け皿を検討する必要があります。

●交通施設等整備

- 南部地域では、高齢者の比率が高いことから、自転車や歩行者が安全に通行できるまちづくりを推進する必要があります。
- 都市計画道路の整備率は~~74.1%~~87.0%と他地域と比較して最も高いですが、(都)萩原多気線の一部が未整備であることから、東西方向の軸として優先的に整備を推進する必要があります。
- (都)北島藤島線から川井町や野寄町の生活道路に通過交通の進入がみられており、生活道路におけるスピード規制を図るための方策など、安全・安心対策の検討が必要です。
- 住宅農地共存地区など大山寺駅や岩倉駅の1km圏より離れた地区などでは、公共交通の代わりとなる交通手段の確保が必要です。

●公園緑地整備

- 1人当たりの都市公園面積は~~1.13㎡/人~~1.08㎡/人であるものの、既存公園における誘致圏域外の地域があるため、新たな公園の整備を検討する必要があります。

●自然環境の保全及び都市環境形成

- 地域西部には一団の優良農地が広がっていますが、スプロール化の進展により農地の持つ多面的機能の喪失が危惧されることから、農地の保全を図る必要があります。
- 五条川沿川では、桜の老朽化や外来種（植物等）の生息がみられるため、五条川固有の生態系の保全が必要です。

●河川、下水道の整備

- 五条川右岸処理区における下水道は、名鉄犬山線東側が未整備であり、段階的な整備を推進する必要があります。
- 五条川沿いでは、大雨時における五条川の溢水の危険性が高いことから、溢水対策や内水氾濫対策など浸水対策を行う必要があります。

●都市景観形成

- 五条川沿いの桜並木は、本市を代表する地域資源であり、市民にとって誇れる自然環境であることから、水と緑の調和した景観の形成が必要です。

●都市防災対策

- 1981年（昭和56年）5月以前に建てられた旧耐震基準の建築物の割合が~~44.2%~~38.2%と高く、川井町などの集落地内では狭あい道路が多くみられるため、地震などの災害時の対策を行う必要があります。

●アンケート結果

- 大山寺駅周辺における生活拠点としての整備（土地利用）[南部地域：12.6%、市平均：12.5%]
□田畑などの農地における環境共生としての田園風景（農業の風景）の保全（都市景観形成）[南部地域：8.7%、市平均：7.9%]
□災害時の避難場所の整備（都市防災対策）[南部地域：15.7%、市平均：14.8%]

（3）まちづくりの方針《南部地域》

【まちづくりの目標と基本方針】

優良農地と共存するゆとりある新たな住宅地、工業地地域振興の場の創造

市街化調整区域における一団の優良農地の保全と河川と一体化した自然景観の形成

大山寺駅を中心に徒歩圏で安全で安心して暮らせる市街地・集落地の形成

新たな産業展開や交流機能導入の受け皿としての、新市街地の検討

人口フレームを踏まえた住居系新市街地の検討

【分野別の都市づくりの方針】

◇土地利用の方針

住宅地	□土地区画整理事業によって基盤整備された大山寺駅西地区は、良好な居住環境の維持・形成を図ります。 □(都)新柳通線沿道の市街化調整区域では、人口動態に考慮するとともに、土地区画整理事業など基盤整備を前提とした計画的な住宅地の拡大を検討します。 □大山寺駅周辺において、将来的な発展を視野に入れた住宅地としての土地利用の検討を進めます。
商業地	□(都)名古屋江南線の沿道は、商業施設や生活サービス施設と住宅地が調和した土地利用の形成を図ります。 □大山寺駅周辺については、鉄道利用者のための利便性の向上を図ります。 □市中心部から約1kmと近接し、尾張一宮PAスマートインターチェンジ（仮称）からも近く、幹線道路へのアクセス性にも優れた大地地区において、商業や地域振興を目的とした交流機能の立地誘導を検討します。
工業地	□一団の工業集積地が形成されている区域については、操業環境の維持とともに、周辺の住宅地・農地との調和を図ります。 □地域南西部については、広域アクセス性をいかした、新たな産業系市街地の拡大を検討します。 □尾張一宮PAスマートインターチェンジ（仮称）の整備に伴い、近接する北島地区および市中心部に近い大地地区において、工場や先端産業などの新産業の立地誘導を検討します。
農地	□本地域の優良農地については、農業基盤の役割とともに、緑化機能や防災機能といった観点からも適切な保全に努めます。 □農地における計画的な土地利用調整を図り、無秩序な開発抑制に努めます。 □農地と一体的に形成されている集落地については、生活道路など集落環境の整備を図ります。

◇市街地整備の方針

- 既存市街地及び既存集落地の狭あい道路は、建物等の建替え時期におけるセットバックによる拡幅等により整備、改善を図ります。
- 学校、幼稚園、保育園周辺を中心として、歩車分離や防護柵などの整備を進め、歩行者や自転車利用者の安全を強化します。
- すべての人にやさしく、暮らしやすい生活空間を形成するため、主要な道路や公共施設などの多くの人が利用する施設において、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

◇交通施設等整備の方針

- 東西方向の幹線道路となる(都)萩原多気線及び南北方向の(都)江南岩倉線の整備を推進し、地域における骨格形成と渋滞緩和を図ります。
- 歩行者の安全性を高めるため、生活道路や通学路などにおける狭あい道路の拡幅やハンプ等の設置に努めるとともに、交通規制の導入を検討します。
- 高齢者や障がい者、子育て世代の交通利便性向上を図るため、公共交通サービスの充実に努めます。
- 高速道路へのアクセス性向上や産業振興を図るため、~~名神高速道路一宮インターチェンジ~~
~~～小牧インターチェンジ間に、スマートインターチェンジの設置を検討します。~~尾張一宮
PAスマートインターチェンジ（仮称）の整備を推進します。
- 岩倉市自転車活用推進計画に基づき、幹線道路を中心に、自転車ネットワーク路線の整備を推進します。

◇公園緑地の整備の方針

- 公園誘致圏に配慮し、適切な位置における新規の公園配置を検討します。
- 公園等の魅力向上のため、公民連携による公園等の管理運営制度の導入を検討するとともに、機能の維持・強化を図ります。
- 開発に伴って整備される調整池では、植生が可能な多自然擁壁の使用等により、生態系に配慮した多自然調整池の整備を推進します。
- 希望の家跡地において、新たに都市公園等としての整備を推進します。

◇自然環境の保全及び都市環境形成の方針

- 五条川では、沿川の桜並木の適切な管理を図るとともに、生態系に配慮した環境整備を推進し、自然環境を保全します。
- 五条川や自然生態園などの公園をつなぐ道路や民有地などの緑化に努め、社寺の樹木や農地等を保護・保全し、生態系ネットワークの形成に努めます。
- 市民協働による自然生態園や多自然調整池における生物調査など、イベントを通じた緑の普及・啓発により、都市及び自然環境に関する市民意識の向上に努めます。

◇河川、下水道の整備の方針

- 五条川、巾下川については、新川流域水害対策計画に基づき、愛知県等の関係機関と連携して治水機能の強化に努めます。
- 五条川右岸地域の下水道未整備地区については、生活道路の整備とあわせた公共下水道整備を推進します。
- 五条川及び五条川沿いの桜並木は、優れた自然環境を有するとともに、多様な生物の生息地として機能していることから、生態系に配慮した水辺環境の保全や整備を推進します。

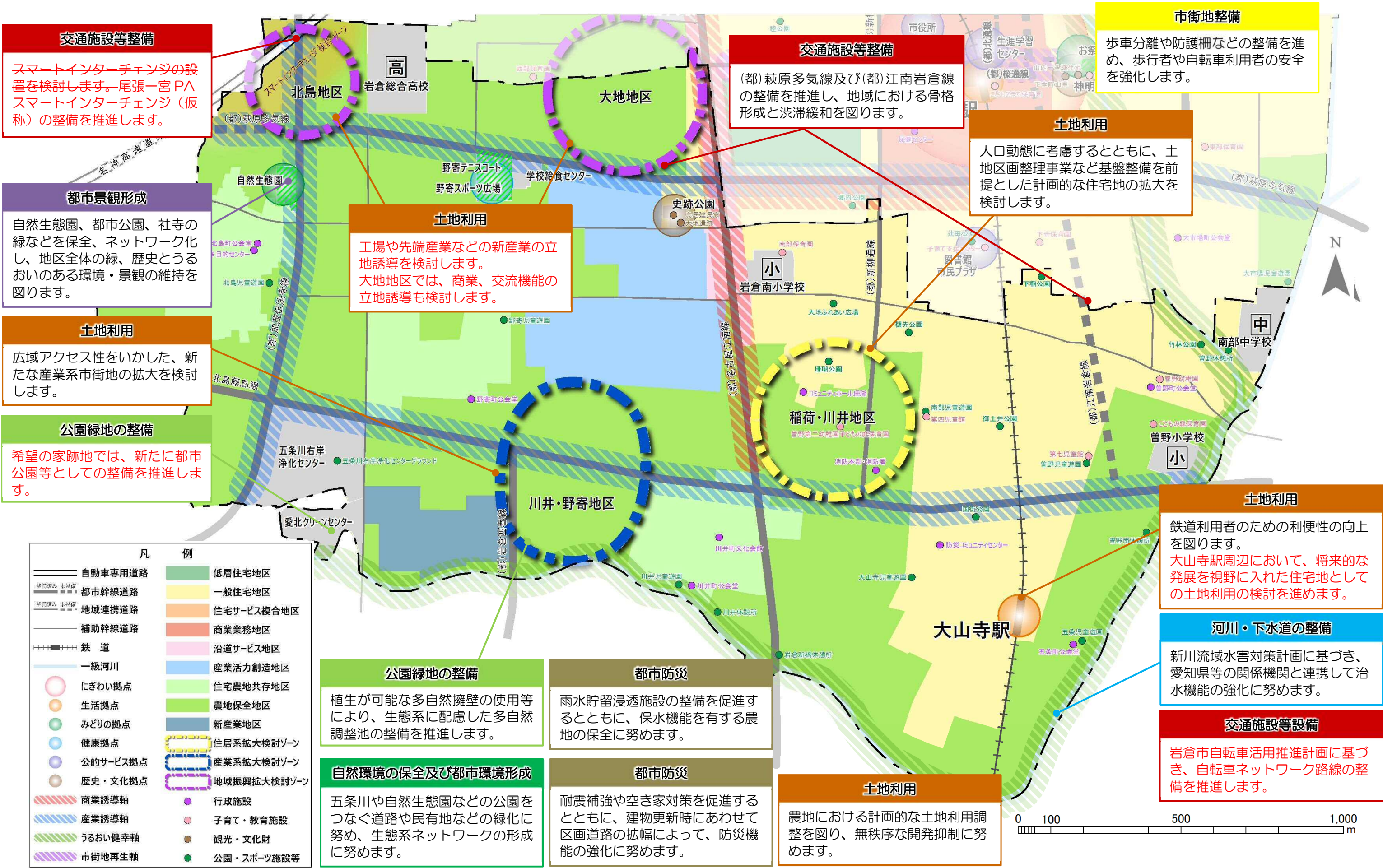
◇都市景観形成の方針

- 五条川、巾下川については、沿川の農地と一体となった豊かな自然景観の保全を図るとともに、生態系に配慮した環境整備を進めます。
- 自然生態園、都市公園、社寺の緑などを保全、ネットワーク化し、地区全体の緑、歴史と
うるおいのある環境・景観の維持を図ります。

◇都市防災対策の方針

- 旧来からの集落及びその周辺に住宅が集積しており、木造老朽建築物が多いことから、耐震補強や空き家対策を促進するとともに、建物更新時にあわせて区画道路の拡幅によって、防災機能の強化に努めます。
- 災害時における避難場所、防災機能拠点として利用可能な公共施設（公共空間）の整備を推進します。
- 災害時における避難路等の確保のため、(都)名古屋江南線などの緊急輸送道路に指定されている道路沿道の建築物については、耐震化を促進します。また、都市農地については、一時避難用地や復旧用資材置場に活用できるよう、あらかじめ農地所有者等の協力が得られる仕組みを検討します。
- 市街地の浸水被害の抑制に向け、雨水貯留浸透施設の整備を促進するとともに、保水機能を有する農地の保全に努めます。

(4) まちづくり構想図《南部地域》



第5章 計画の実現化に向けて

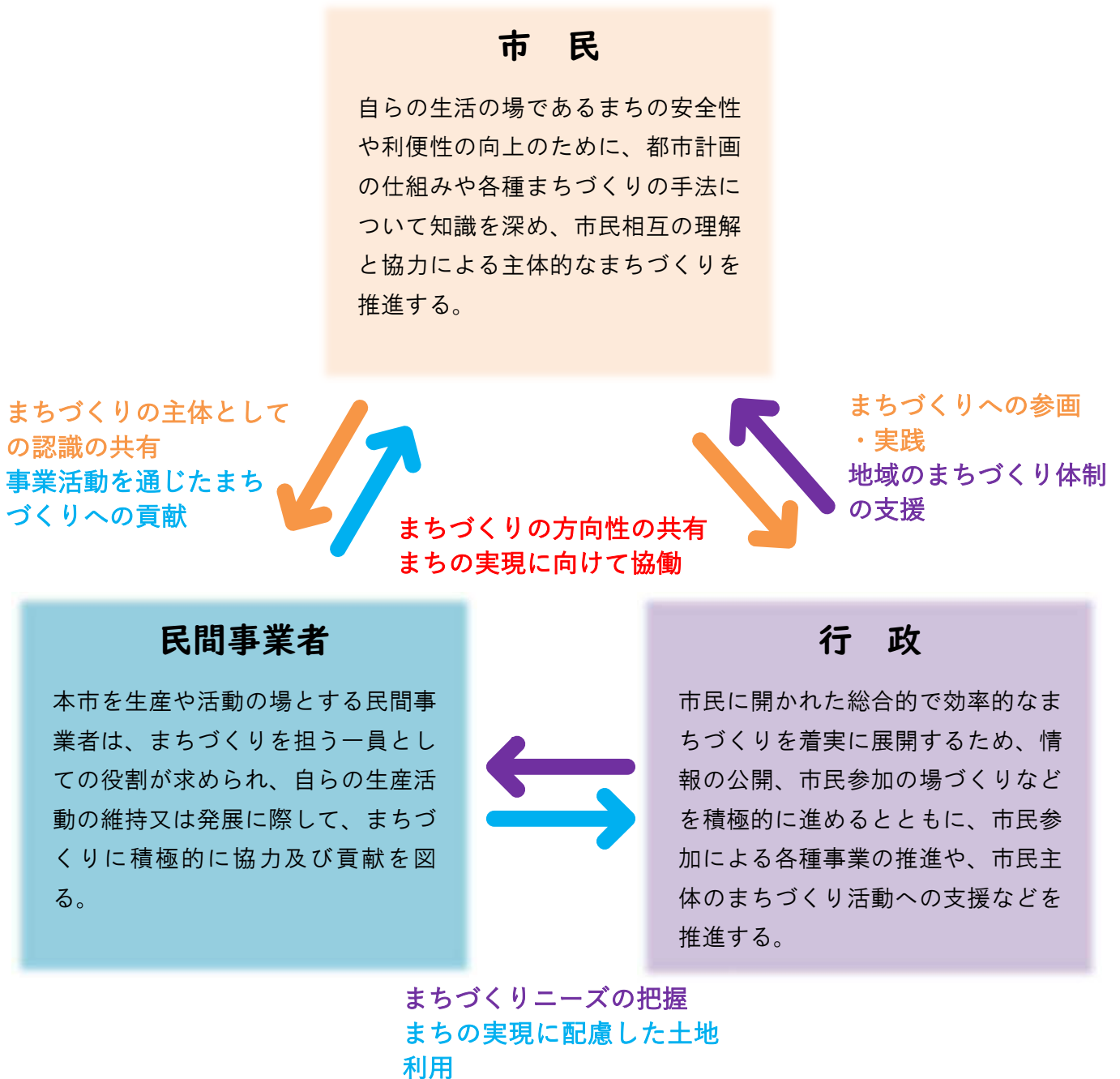
まちづくりを担う市民、民間事業者、行政の役割 各種

まちづくり手法の適用検討

本計画の見直しの考え方

5-1 まちづくりを担う市民、民間事業者、行政の役割

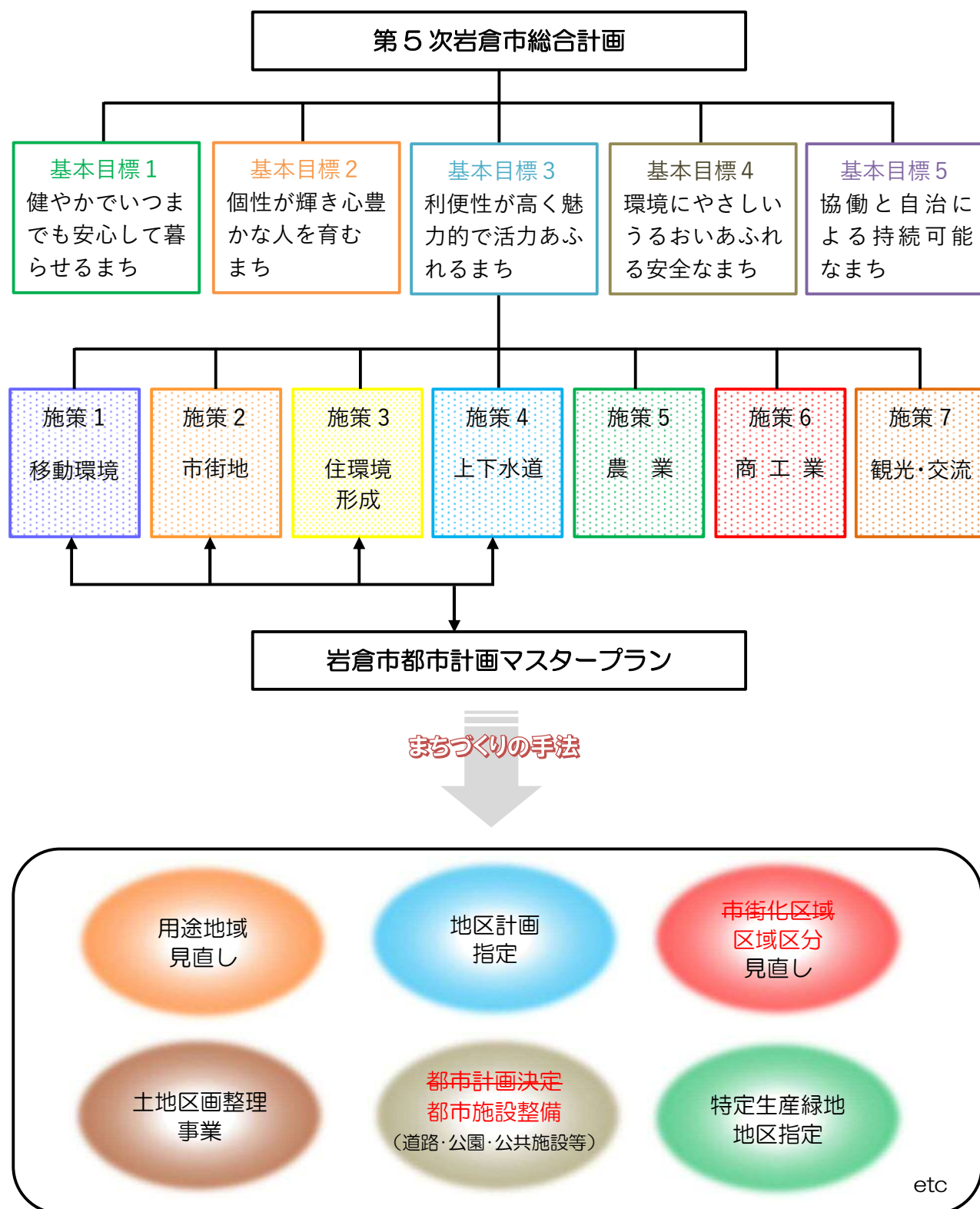
都市計画マスタープランの実行にあたっては、市民、民間事業者、行政の三者がその役割を明確にするとともに、協働によりまちづくりを進めていくことが必要です。都市計画マスタープランに定める方針に沿ったまちづくりでは、市民の意向や合意形成を踏まえた取組とすることが求められることから、本市では、協働のまちづくりに向けて、以下のとおり三者の役割を位置づけます。



5-2 各種まちづくり手法の適用検討

総合計画の改訂によっては、
更新あり

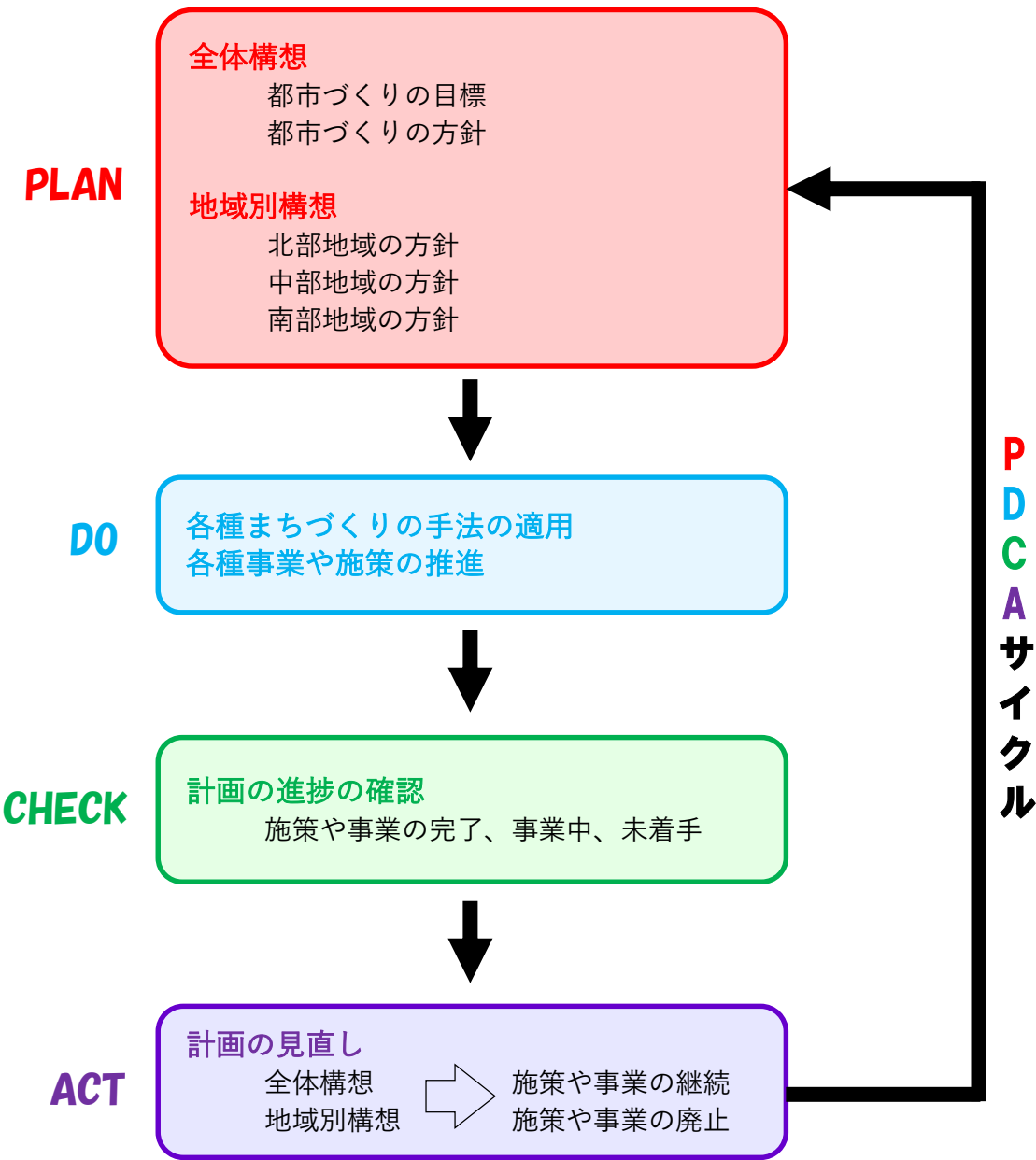
都市計画マスタープランでは、まちづくりの目標や分野別の方針を示すものであり、今後、これらの方針に基づき、具体的な事業計画や分野別計画の立案、都市計画の決定や変更が行われます。そのため、個々の計画立案や事業実施を効果的に進めるために、以下のような取組を推進します。



5－3 本計画の見直しの考え方

都市計画マスタープランに定める各種方針の実現に向けては、社会経済情勢の変化を見極めながら、長期的な見通しに立って取り組み、実施過程を明らかにしながら適切な政策判断を行う必要があります。そのため、計画（PLAN）を実行（DO）に移し、その結果や成果を評価（CHECK）、改善（ACT）することで、次の計画（PLAN）につなげる「PDCAサイクル」に基づき、効率的かつ効果的なまちづくりを進めていきます。

また、まちづくりを進めるにあたっては、社会経済情勢の変化等による新たな課題や市民ニーズに合わせた柔軟な対応が必要です。このため、本計画は本市の関連計画との整合を図りながら、適時適切な見直しを検討します。



参考

用語集

策定・改定体制

会議などの開催経緯

市民参加

用語集

あ行		
	用 語	解 説
あ	アダプトプログラム	自分たちの地域に愛着がある、自分たちの住むまちをきれいにしよう、そんな気持ちを持つ市民による公園・道路等の里親制度。個人・団体・企業がアダプトプログラムに登録し、清掃活動や草取りなどの活動を定期的に行っている。
	一団	一体としての利用に供することが可能なひとまとまりの土地。
い	インフラ	インフラストラクチャーの略。道路、橋りょう、ダム、学校、病院、鉄道、上下水道、電気、ガス、電話など経済・生産基盤を形成するものの総称。
う	雨水貯留浸透施設	雨水を一時的に貯留し、集中的に雨水が流出することを防ぐ施設。
え	液状化	地震の震動によって地盤が液体状になる現象。
お	オープンカフェ	道路に面した壁を取り払って、テラスのように開放的な構造にしたカフェやレストラン。

か行		
	用 語	解 説
	カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
	街区公園	住区基幹公園の1つで、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
か	外水氾濫	多量の雨により河川が氾濫し、堤防が決壊することで市街地に水が流れ込む現象。
	外来種	もともとその地域に生息せず、人為的に他の地域から入ってきた生物のこと。
	可住地人口密度	水面や公的・公用地など居住することができない地域を除いた、居住することのできる地域での人口密度。
	旧耐震基準	1981年（昭和56年）5月までの建築確認において適用されていた基準。
	狭あい道路	幅員4m未満の道路。
き	緊急輸送道路	地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点と相互に連絡する道路。
	近隣公園	住区基幹公園の1つで、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

か行		
用 語		解 説
く	クリーンチェック いわくら	環境美化活動を通して岩倉市がきれいになっているかをチェックし、身の周りの環境を慈しむマナーと節度ある暮らしのルールを再確認してもらう催し。
け	計画規模（L1）	各河川整備計画において基準とされる災害の規模。
	景観資源	自然や建築物、工作物、生活習慣など、景観を特色づけている様々な要素。
こ	公園誘致圏	公園を利用する人の範囲を表す距離。街区公園の誘致距離は 250 m、近隣公園の誘致距離は 500m、地区公園の誘致距離は 1km。
	公共空地	公園、緑地、広場、墓園のこと。
	公共交通 ネットワーク	鉄道及び路線バスを公共交通体系の軸として、巡回バスやタクシー等の公共交通機関とも相互に連携し、市民の生活行動に応じた公共交通網。
	耕作放棄地	農地のうち、過去 1 年以上作付けされておらず、この数年の間に再び作付けする考えのないもの。

さ行		
用 語		解 説
さ	災害ハザードエリア	国が決めた基準で、河川の氾濫など、一定条件以上の危害のおそれがある地域のこと。
し	市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
	市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的に、建築物及び建築敷地の整備ならびに公共施設の整備を行う事業。
	集約型都市構造	中心市街地や鉄道駅などの周辺において、歩いて暮らせる範囲に市街地のスケールを保ち、生活に必要な都市機能が集約した都市構造。
	親水空間	水と親しむことを主目的とした場所。
す	スマートインター チェンジ	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリアなどから乗り降りできるように設置される ETC を搭載した車両に限定したインターチェンジ。
	スプロール化	市街地が無計画に郊外へ拡大し、無秩序な市街地が形成される現象。

さ行		
用 語		解 説
せ	生産緑地	都市における良好な生活環境の保全や都市災害の防止、あるいは将来の公共施設整備に対する土地の確保を目的として、市街化地域内の農地を対象に指定される地区。
	セットバック	土地に接する公道の幅員が4m未満の場合、道路の中心線から2mの範囲内には建物を建築してはならないという建築基準法上の規制。
そ	想定最大規模（L2）	発生頻度は低いものの、想定し得る災害の最大規模を示すもの。

た行		
用 語		解 説
た	大規模集客施設	建築基準法に規定する劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場等の床面積の合計が1万㎡を超えるもの。
	多自然調整池	雨水貯留施設の一つであり、雨水流出抑制機能だけでなく、地域の生態系に配慮して整備された調整池。
ち	地域コミュニティ	一定範囲の地域の広がりの中の日常社会圏での住民のつながりのこと。
	治水機能	河川の氾濫などによる災害を未然に防止する機能。
て	低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。
	デジタルサイネージ	屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所でディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称。
と	東海豪雨	2000年（平成12年）9月11日～12日を中心に名古屋市及びその周辺で起こった豪雨災害。
	都市機能	文化、教育、保健・医療・福祉、商業、工業などのサービスを提供する機能のこと。
	都市基盤	道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設。
	都市計画区域マスタープラン	都市計画法第6条の2の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。
	都市計画道路	都市計画法第11条に基づき計画された道路。
	都市公園	都市公園は、広義の公園又は緑地をいい、都市計画法第11条に基づき計画された公園等を都市計画公園という。
	都市施設	道路、公園、下水道など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

た行		
	用 語	解 説
と	都市的利便性	都市における生活や活動を行う際の利便性。
	都市農地	市街地及びその周辺の地域にある農地。

な行		
	用 語	解 説
な	内水氾濫	市街地に排水能力を超える多量の雨が降り、排水が雨量に追い付かず建物や土地が水に浸かる現象。
	南海トラフ地震	駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として、概ね100~150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震。
ね	ネイチャーポジティブ	生物多様性や自然の損失を食い止め、回復させ、豊かにすることを優先して事業活動などを進めていくこと。
の	濃尾地震	1891年（明治24年）10月28日、岐阜県西根尾村（現本巣市）を震源として発生した、日本史上最大の内陸地殻内地震（直下型地震）。

は行		
	用 語	解 説
は	ハンプ	交通安全対策のために、通過する車両を一時的に押し上げる道路の路面に設けられた凸状の部分のこと。
ふ	フレーム	計画的にまちづくりを進めるための将来の都市の規模を想定するもの。
	分流式	汚水は汚水用管路から下水処理場へ、雨水は雨水用管路から川や海に直接放流する方式。
ほ	保水機能	雨水を地中に浸透させ、又は一時的に滞留する機能をいう。

ま行		
	用 語	解 説
ま	まちづくりGX	都市の緑地を活用して気候変動への対応や自然環境の保全、暮らしやすさの向上を目指し、効率的なエネルギー利用を進める取組みのこと。
む	無電柱化	電力線や通信線などを道路の地下空間を活用し、電線共同溝などに収容すること。

や行		
用 語		解 説
ゆ	優良農地	集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地、農業生産性の高い農地など良好な営農条件を備えている農地のこと。
よ	用途地域	都市計画法に基づき、都市の環境保全や利便の増進のために、建物の用途等に一定の制限を行う地域。用途地域は 13 種類あり、住居系は 8 種類、商業系は 2 種類、工業系は 3 種類に区分される。

ら行		
用 語		解 説
り	利用権設定計画制度	地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、所有権に関わらず、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画のこと。

英数字		
用 語		解 説
P	PL	液状化の可能性を総合的に判断する場合の指標であり、数値が高いほど危険度が高い。
()	(都)、(一)	(都)…都市計画道路 (一)…一般県道

策定・改定体制

1 検討委員会

(1) 岩倉市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づく市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に基づく市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）の策定等を行うための岩倉市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、委員会を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定等に関すること。
- (2) その他都市計画マスタープラン及び緑の基本計画に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民の代表者
- (4) 愛知県の職員

(任期)

第5条 委員の任期は、第3条の事項が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(2) 岩倉市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討委員名簿 (策定時)

区分	令和元年度		令和2年度	
	氏 名	団体・役職名	氏 名	団体・役職名
(1)識見を有する者	嶋田 喜昭	大同大学教授	嶋田 喜昭	大同大学教授
(1)識見を有する者	長谷川 明子	尾張西部生態系ネットワーク協議会会長	長谷川 明子	尾張西部生態系ネットワーク協議会会長
(2)関係団体の代表者	石黒 一弘	岩倉市商工会 副会長	石黒 一弘	岩倉市商工会 副会長
(2)関係団体の代表者	船橋 哲夫	岩倉市農業委員会 副会長	船橋 哲夫	岩倉市農業委員会 会長
(2)関係団体の代表者	石黒 文浩	愛知北農業協同組合 岩倉支店長	石黒 文浩	愛知北農業協同組合 岩倉支店長
(3)市民の代表者	國分 英明	区長 (下本町)	國分 英明	令和元年度区長 (下本町)
(3)市民の代表者	樋口 博明	区長 (八剣町)	樋口 博明	令和元年度区長 (八剣町)
(3)市民の代表者	服部 弘吉	区長 (石仏町)	服部 徹	令和2年度区長 (石仏町)
(3)市民の代表者	植手 典雄	区長 (北島町)	植手 啓二	令和2年度区長 (北島町)
(3)市民の代表者	野田 直典	区長 (野寄町)	野田 直典	令和元年度区長 (野寄町)
(3)市民の代表者	増田 勉	区長 (大地町)	増田 勉	令和元年度区長 (大地町)
(3)市民の代表者	浅田 喜代春	区長 (川井町)	眞野 豊行	令和2年度区長 (川井町)
(3)市民の代表者	西川 知亜紀	公募 (市民委員)	西川 知亜紀	公募 (市民委員)
(4)愛知県の職員	片山 貴視	愛知県都市整備局 都市基盤部 都市計画課長	齊藤 保則	愛知県都市整備局 都市基盤部 都市計画課長
(4)愛知県の職員	小嶋 幸則	愛知県都市整備局 都市基盤部 公園緑地課長	小嶋 幸則	愛知県都市整備局 都市基盤部 公園緑地課長
(4)愛知県の職員	小野口 勝久	愛知県一宮建設 事務所企画調整監	小野口 勝久	愛知県一宮建設 事務所企画調整監

(3) 岩倉市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討委員名簿（改定時）

区 分	令和 7 年度	
	氏 名	団体・役職名
(1)識見を有する者	嶋田 喜昭	大同大学教授
(1)識見を有する者	長谷川 明子	尾張西部生態系 ネットワーク協議会会長
(2)関係団体の代表者	森山 雅光	岩倉市商工会事務局長
(2)関係団体の代表者	船橋 哲夫	岩倉市農業委員会会長
(2)関係団体の代表者	堀尾 武	愛知北農業協同組合 岩倉支店長
(3)市民の代表者	伊藤 利和	区長（下本町）
(3)市民の代表者	井上 和行	区長（八鞆町）
(3)市民の代表者	石黒 伸次	区長（東町）
(3)市民の代表者	櫻井 信明	区長（北島町）
(3)市民の代表者	阿部 修	区長（曾野町）
(3)市民の代表者	宮川 隆	区長（大地町）
(3)市民の代表者	浅田 義弘	区長（川井町）
(3)市民の代表者	篠田 芙美	市民委員
(4)愛知県の職員	青柳 克彦	愛知県都市・交通局 都市基盤部都市計画課長
(4)愛知県の職員	湯浅 健司	愛知県都市・交通局 都市基盤部公園緑地課長
(4)愛知県の職員	久田 安信	愛知県一宮建設 事務所企画調整監

2 検討作業部会

(1) 岩倉市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討作業部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づく市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に基づく市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）の策定のための基礎的な調査及び研究並びに上位計画等を踏まえた計画案の調整等を行うため、岩倉市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討作業部会（以下「作業部会」という。）を設置し、その組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画立案のための調査及び研究に関すること。
- (2) 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画素案の調整に関すること。
- (3) その他都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 作業部会は、建設部長、秘書企画課長、行政課長、環境保全課長、商工農政課長、都市整備課長及び上下水道課長をもって組織する。

(座長)

第4条 作業部会に座長を置く。

2 座長は、建設部長をもって充て、会務を総理する。

(会議の開催)

第5条 作業部会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

2 作業部会の会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、事故その他のやむを得ない事由により会議に出席できないときは、あらかじめその旨を座長に届け出て、代理人を出席させることができる。

4 座長は、必要があると認めるときは、作業部会の会議に構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 作業部会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

（２）岩倉市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討作業部会名簿

役 職 名	氏 名
建設部長	片岡 和浩
秘書企画課長	伊藤 新治
行政課長	佐野 剛
商工農政課長	神山 秀行
都市整備課長	西村 忠寿
上下水道課長	秋田 伸裕
環境保全課長	隅田 昌輝

会議等の開催経緯

月 日	種 別	内 容
令和元年度	8月22日 第1回検討委員会	・計画の概要について ・計画策定スケジュールについて ・アンケート調査について ・10年前からの変化について
	9月11日 第1回検討作業部会	・計画の概要について ・計画策定スケジュールについて ・アンケート調査について ・10年前からの変化について ・岩倉市の今後について
	11月28日 第2回検討作業部会	・現行計画の事業・施策評価結果及び課題について ・アンケート結果について ・都市づくりの目標及び基本方針(案)について ・都市の将来像(フレーム)(案)について
	12月25日 第2回検討委員会	・現行計画の事業・施策評価結果及び課題について ・アンケート結果について ・都市づくりの目標及び基本方針(案)について ・都市の将来像(フレーム)(案)について
	3月17日 第3回検討作業部会	・岩倉市都市計画マスタープラン全体構想(案)について
令和2年度	6月3日 第3回検討委員会	・都市計画マスタープラン全体構想(案)について
	8月12日 第4回検討作業部会	・都市計画マスタープラン地域別構想(案)について
	8月19日 第1回都市計画審議会	・都市計画マスタープラン策定の中間報告について
	8月26日 第4回検討委員会	・都市計画マスタープラン地域別構想(案)について
	9月18日 全員協議会	・都市計画マスタープラン策定の中間報告について
	11月9日 第5回検討作業部会	・パブリックコメント前の都市計画マスタープラン(素案)について
	12月18日 第5回検討委員会	・パブリックコメント前の都市計画マスタープラン(素案)について
	12月27日～1月27日 パブリックコメント	—
	2月10日 第6回検討作業部会	・パブリックコメント結果について ・都市計画マスタープラン(案)について
	3月1日 第6回検討委員会	・パブリックコメント結果について ・都市計画マスタープラン(案)について
	3月11日 第2回都市計画審議会	・都市計画マスタープランの諮問について

随時更新予定

月 日		種 別	内 容
令和7年度	5 月 30 日	第 1 回検討委員会	・ 岩倉市都市計画マスタープランの見直しについて
	7 月 31 日	第 2 回検討委員会	・ 第 1 回検討委員会の意見に対する対応 （住居系拡大検討ゾーンの検討について） ・ 岩倉市都市計画マスタープラン全体の見直し案 （第 1 章～第 3 章）
	8 月 29 日	第 3 回検討委員会	・ 第 2 回検討委員会の意見に対する対応 （岩倉市都市計画マスタープラン全体構想の見直し案（第 1 章～第 3 章）について） ・ 岩倉市都市計画マスタープラン地域別構想の見直し案（第 4 章、第 5 章、参考） ・ 岩倉市緑の基本計画の中間報告について

市民参加

1 市民アンケート調査（策定時）

（１）調査の目的

岩倉市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定にあたり、市民の日常的な生活行動の把握と、まちづくりに関する意見を収集し、課題設定や方針づくりの基礎資料とするもの。

（２）調査設計

ア 調査地域

岩倉市全域

イ 調査対象

岩倉市在住の満 18 歳以上の男女 2,500 人

ウ 調査方法

郵送配布・郵送回収

エ 調査期間

発送日 令和元年 7 月 26 日（金）

締切日 令和元年 8 月 13 日（火）

（３）回収状況

配布数	回収数	回収率
2,500 通	1,017 通	40.7%

※回収数 1,019 通中 2 通が全問未記入だったため除外

2 パブリックコメント（策定時）

（1）意見の募集期間

令和2年12月28日（月）～令和3年1月27日（水）（31日間）

（2）意見者数

1件（個人：1人）

（3）意見件数

2件

（4）意見と市の考え方

意見の要旨	市の考え方
交通を良くして安全に暮らしやすくするため、大地新町交差点の信号を歩車分離式信号に入れ替えるよう検討して欲しい。	都市計画マスタープランは、「都市計画に関する基本的な方針」を定めるものであり、ご指摘の内容を位置付けることは難しいと考えております。 ご指摘の内容は、ご意見として賜ります。
消防署の東南角に入り口を設け、日曜資源回収に来た人の自動車の入り口とし、現在の出入り口を出口とすることで自動車の流れを円滑化し、来た人の待機時間と職員の負担を軽減してはどうか。	都市計画マスタープランは、「都市計画に関する基本的な方針」を定めるものであり、ご指摘の内容を位置付けることは難しいと考えております。 ご指摘の内容は、ご意見として賜ります。

パブリックコメント終了後更新予定

3 パブリックコメント（改定時）

（１）意見の募集期間

令和 7 年 10 月 1 日（水）～令和 7 年 10 月 30 日（木）（30 日間）

（２）意見者数

（３）意見件数

（４）意見と市の考え方